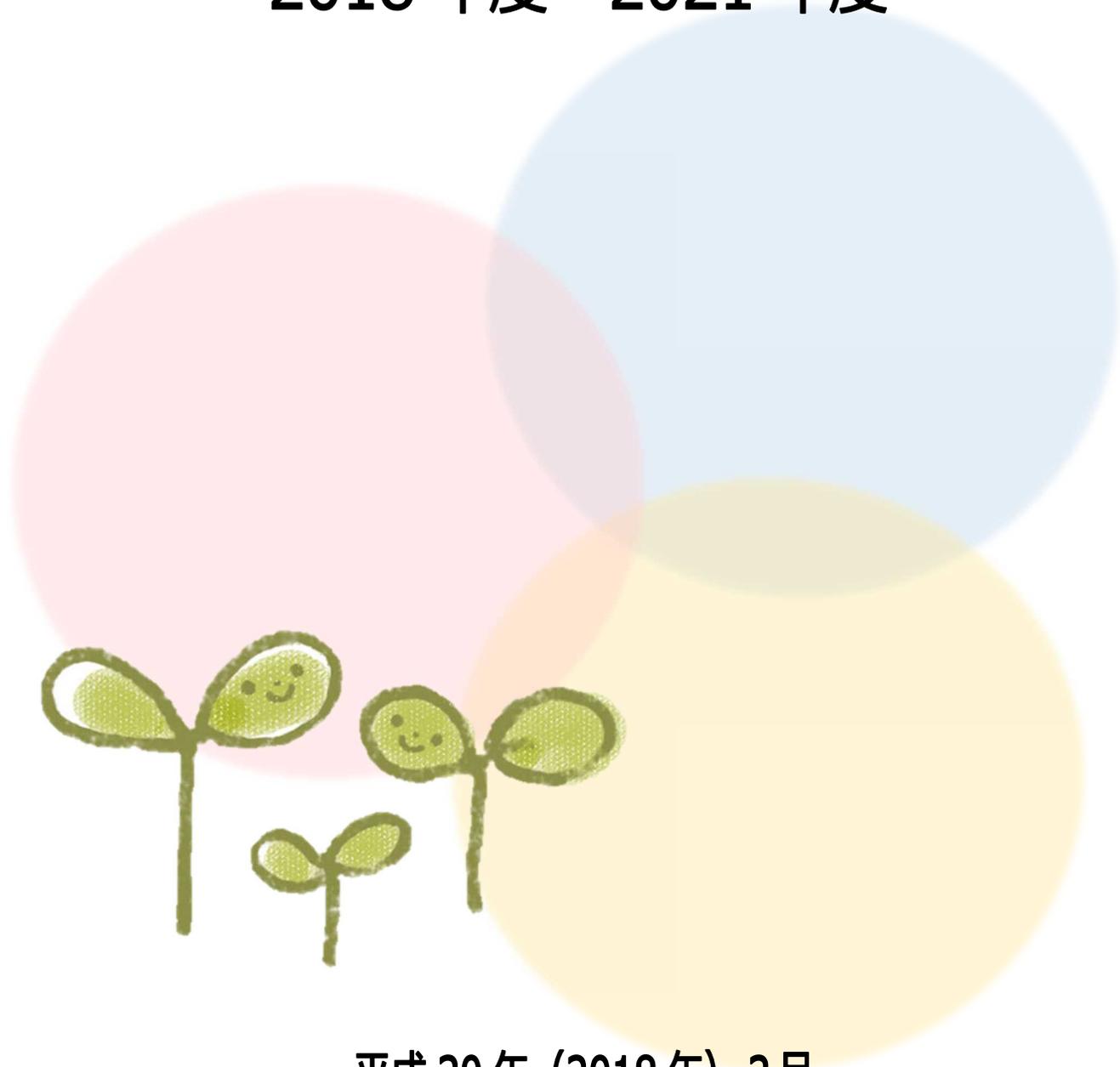


# 第5次横須賀市男女共同参画プラン

## 2018年度～2021年度



平成30年(2018年)3月  
横須賀市

## 男女共同参画社会の実現に向けて

横須賀市は、平成13年12月に横須賀市男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてきました。男女共同参画プランは施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、このたび、第5次の男女共同参画プランを策定することとなりました。

国においては、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性の活躍推進は、国・地方公共団体・事業主が協力しながら取り組むべき喫緊の課題となっています。

しかし、社会生活においては、固定的な性別役割分担意識が解消されたわけではなく、男女が協力して分担すべきと意識では思っているにもかかわらず、実際には女性が担っていることが多いといった状況があります。

第5次横須賀市男女共同参画プランでは、市民の意識の変化や各種法令の整備など、第4次プランを定めた平成25年以降の社会情勢の変化を踏まえ施策に盛り込みました。

施策方針において、特に「誰もが活躍できる環境づくり」の中で「女性の活躍推進」、そして「あらゆる場面における男女共同参画の推進」の中で「誰も孤立させない社会に向けた支援」を新たに掲げ、各種施策を推進してまいります。

男女共同参画の理念を実現するまちづくりは、これで完成という終着点はありません。日々のことや将来に対して不安を抱えている方々に寄り添い「誰も一人にさせないまち」の実現を目指してまいります。

結びに、このプランの策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました横須賀市男女共同参画審議会委員の方々、男女共同参画市民サポーターの皆さま、各種意識調査にご協力いただいた市民の皆さまに、心から感謝申し上げます。

平成30年（2018年）3月

横須賀市長

上地克明

## 凡 例

### 1 年号表記について

今後、元号の変更が予定されていますが、本プランの策定時点では新元号が決まっていないため、表記の連続性及び分かりやすさの観点から、和暦で表記する箇所については平成の表記としました。

### 2 数値について

本プランに掲載している数値は、四捨五入の端数処理をしているため、合計と内訳の合計が一致しない場合があります。

### 3 記号について

本プランに記載している記号は、次のことを示します。

「＊」…79ページ以降の用語解説に載せている用語

「新」…新規事業（本プランで新たに位置付けた事業）

「⊕」…男女共同参画モデル事業

（市役所内で実施する男女共同参画に関する取り組みを公表することで、市内事業所のモデルとなり、市の男女共同参画を推進する事業）



## 目次

<b>第1章 プランの策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 経緯 .....	1
2 背景 .....	
<b>第2章 横須賀市の現状と課題</b> .....	<b>3</b>
1 人口の推移 .....	3
2 男女共同参画をめぐる状況 .....	5
<b>第3章 プランの基本的な考え方</b> .....	<b>15</b>
1 目的 .....	15
2 位置付け .....	
3 計画期間 .....	
4 基本理念 .....	
5 基本的施策 .....	16
6 主要施策 .....	
7 施策 .....	
8 事業数 .....	
9 プランの体系 .....	17
10 指標・数値目標の設定 .....	18
11 プランの推進 .....	19
12 プラン体系図 .....	21
<b>第4章 事業の内容</b> .....	<b>23</b>
重点目標Ⅰ 誰もが活躍できる環境づくり .....	23
重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進 .....	31
重点目標Ⅲ 暴力のない社会づくり .....	41
<b>■ 参考資料</b> .....	<b>46</b>
● プラン策定の経過 .....	47
● 関係法令 .....	
横須賀市男女共同参画推進条例 .....	49
横須賀市男女共同参画推進条例施行規則 .....	52
男女共同参画社会基本法 .....	53
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....	56
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	62
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 .....	69
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 .....	75
● 男女共同参画に関する国内外の動き .....	77
● 用語解説 .....	79
● 事業索引 .....	81
● 相談窓口一覧 .....	87

# 第1章 プランの策定にあたって

## 1 経緯

横須賀市は、平成6年に「女性行政総合プラン（デュオプランよこすか 平成6～12年度）」、その後、平成13年には市民協働の手法を活用し「男女共同参画プラン（デュオプランよこすかPartⅡ 平成13～18年度）」を策定して、男女共同参画社会<sup>\*</sup>の実現に向けて多くの取り組みを進めてきました。

同年、男女共同参画推進の基本理念と責務を明文化した「横須賀市男女共同参画推進条例（以下「条例」）」を制定し、市が率先して男女共同参画を推進し、その取り組み経過を公表することで市役所が市内事業所のモデルとなるよう男女共同参画モデル事業所づくりに取り組んできました。

平成19年に「男女共同参画プラン（デュオプランよこすかPartⅢ 平成19～24年度）」を策定し、平成25年には「男女共同参画モデル事業所づくり計画（平成20～24年度）」を統合した「第4次男女共同参画プラン（平成25～29年度）」を策定しました。

この度、第4次男女共同参画プランの計画期間が平成29年度をもって終了することから、平成30年度（2018年度）から平成33年度（2021年度）を計画期間とする「第5次男女共同参画プラン」を策定いたします。

## 2 背景

### （1）社会情勢の変化

近年の社会情勢として、総人口が減少し少子高齢化の進展により労働力人口が減少していることが挙げられます。また、未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加などの社会構造の変化は、地域社会における人間関係の希薄化や孤立感が深まるなど私たちの社会生活に様々な影響を及ぼしています。

就労の場では、従来女性に多かった非正規雇用労働者が、若年層を中心に男女問わず増加しており、雇用不安や経済的に不安定になる人の増加が懸念されています。このような状況がさらなる少子化の助長や貧困等の連鎖を引き起こすおそれがあります。また、出産・育児等による就業の中断は女性のキャリア形成を阻む要因の一つであり、柔軟な働き方ができる職場環境の整備が求められています。

### （2）国の動向

#### ●女性の活躍推進

平成25年6月の政府の「成長戦略」において最重要分野として「女性の活躍」が位置付けられ、平成26年10月には、首相と全閣僚を構成員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。

平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）<sup>\*</sup>」が成立し、従業員が301人以上の事業所においては、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析や事業主行動計画の策定が義務付けられました。

### ●ワーク・ライフ・バランスの推進

平成15年に「次世代育成支援対策推進法<sup>\*</sup>」が制定され、平成23年に改正された同法では、従業員101人以上の事業所において、従業員の仕事と家庭の両立のため一般事業主行動計画の策定が義務付けられました。

平成19年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章<sup>\*</sup>」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、就労による経済的な自立、健康で豊かな生活の確保、多様な働き方・生き方が選択できる社会づくりを目指した取り組みが推進されています。

平成29年に改正された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法<sup>\*</sup>）平成3年制定」により、保育所に入れなどによりさらに休業が必要な場合の2歳までの育児休業取得、従業員への両立支援制度の周知及び育児目的休暇の導入促進の努力義務が定められました。

### ●男女共同参画に関する意識啓発

平成28年度に内閣府が実施した「男女共同参画社会<sup>\*</sup>に関する世論調査」では「社会において男性の方が優遇されている」と考える人が約74%という結果でした。

また、「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担<sup>\*</sup>意識に反対する人は約54%と5年前に実施した同調査より、反対の割合が徐々に増えているものの、この意識に基づいた制度や慣習が社会に根強く残っていることが、男女共同参画の推進を妨げているとも言えます。

### ●困難を抱えた人たちが安心して暮らせる社会づくり

非正規雇用労働者やひとり親など生活上の困難に陥りやすい人たちが、男女を問わず増加しています。セーフティネットとして、貧困等の生活上の困難に対応するとともに、個人の様々な生き方に沿った支援が必要です。

また、新たな課題として性的指向<sup>\*</sup>や性自認<sup>\*</sup>に対する偏見や差別に直面している性的マイノリティ<sup>\*</sup>（LGBT）の方々への理解や支援が求められています。

### ●配偶者に対する暴力の根絶

平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、配偶者からの暴力は他人からの暴力と同様の加害行為であり、重大な人権侵害であることが明文化されました。

平成25年には、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法<sup>\*</sup>）」に改められ、配偶者間に限らず、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とされることになりました。

## 第2章 横須賀市の現状と課題

### 1 人口の推移

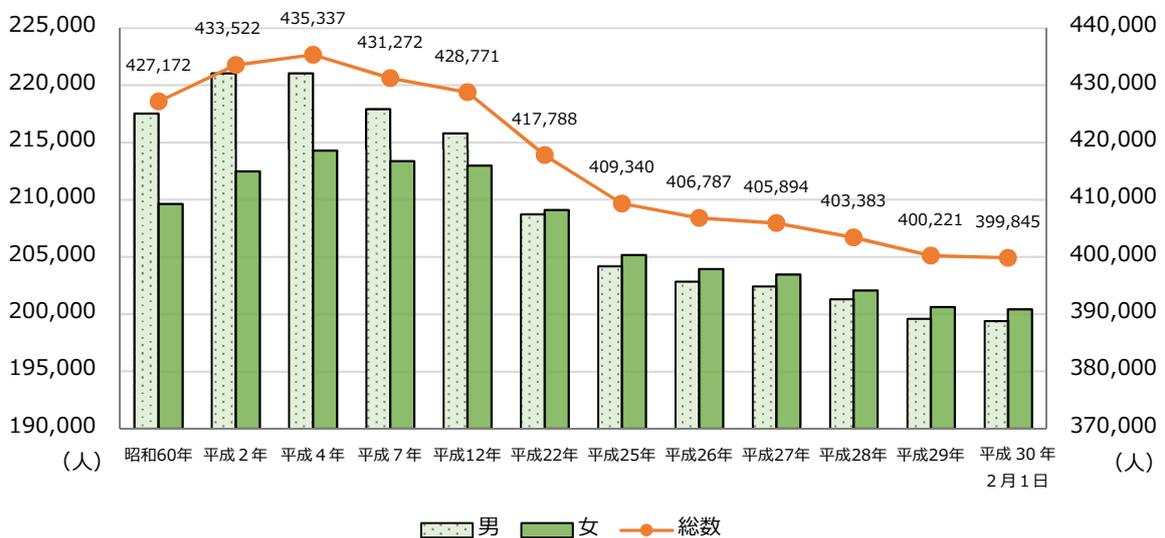
横須賀市の人口は、平成29年12月末現在の推計人口では40万221人となっており、第4次男女共同参画プランを策定した平成25年時に比べて約9千人の減となっています。

さらに人口は減少しており、平成30年2月には40万人を下回り、39万9,845人となりました。

年齢別の人口構成比では、15歳未満の年少人口割合が年々減少し、平成25年時には12.1%であったのに対し平成28年時では11.5%になりました。

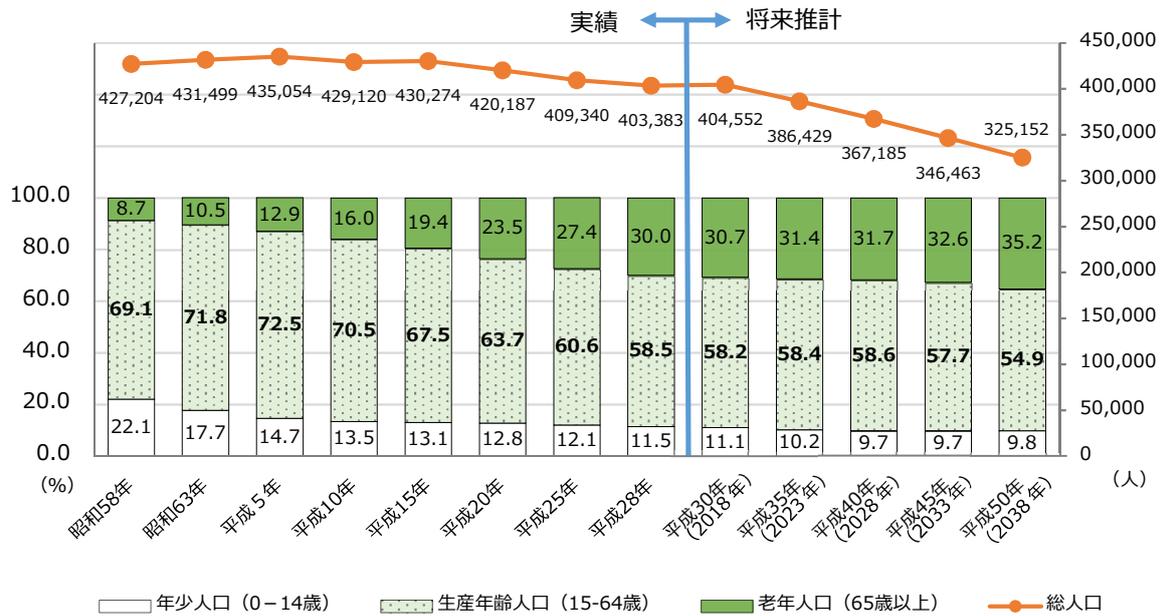
一方、65歳以上の老年人口割合は27.4%から30.0%へと増加しており、少子高齢化が進んでいます。平成29年の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）は30.5%で県内でも上位となっており、今後も増加することが予測されます。

図表-1 横須賀市の人口推移



資料：「横須賀市統計書（各年12月末推計）」をもとに作成

図表-2 横須賀市の年齢3区分別構成比の推移



資料：「横須賀市の将来推計人口（平成26年5月推計）」をもとに作成

図表-3 県内市の老年人口（65歳以上）割合

(平成29年1月1日現在)

順位	市名	割合 (%)	順位	市名	割合 (%)
1	三浦市	37.0	11	伊勢原市	25.0
2	逗子市	31.6	12	相模原市	24.9
3	鎌倉市	31.1	13	座間市	24.4
4	<b>横須賀市</b>	<b>30.5</b>	14	海老名市	24.1
4	南足柄市	30.5	15	横浜市	24.0
6	小田原市	28.7	16	厚木市	23.9
7	秦野市	27.7	16	藤沢市	23.9
8	平塚市	26.8	18	大和市	23.6
9	綾瀬市	26.7	19	川崎市	19.8
10	茅ヶ崎市	25.6			

※参考 神奈川県 24.5%

資料：神奈川県「年齢別人口統計調査」をもとに作成

## 2 男女共同参画をめぐる状況

### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

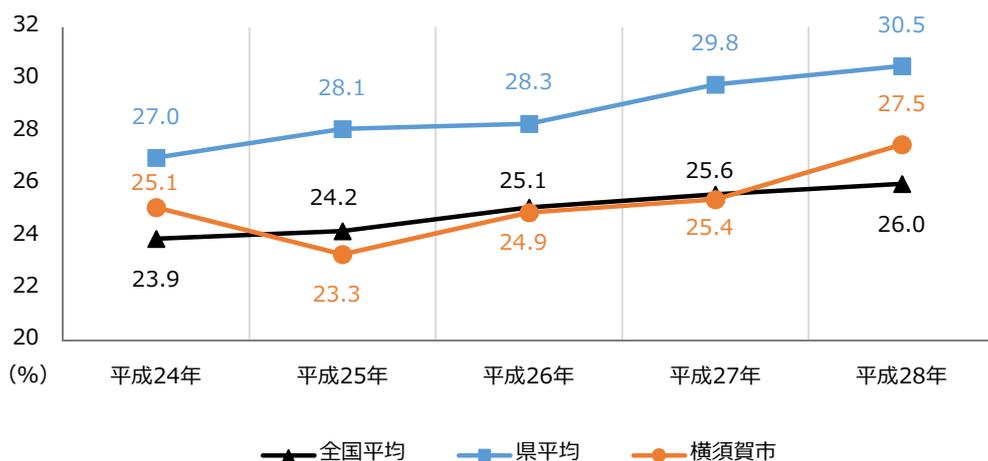
条例の基本理念に、誰もがあらゆる分野の政策・方針決定過程に参画する機会を確保されることが掲げられています。

本市では、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等<sup>※</sup>における女性委員の割合を30%以上にするを目標に取り組みを進めてきました。平成28年8月現在の女性委員は27.5%と目標値には達していないものの、割合は着実に増えています。しかし、地域社会の基盤である町内会・自治会においては、実際の地域活動では多くの女性が活躍しているという状況はあるものの、方針決定をする会長における平成28年時の女性割合は6.8%と、依然として低い数値となっています。

平成28年度に実施した男女共同参画に関する市民アンケート調査（以下「市民アンケート調査」）で「意思決定の場で男女は対等に活躍していない」と答えた人は63.8%であり、女性の意見が十分に反映されるよう、政策・方針決定過程における女性の参画促進が必要です。

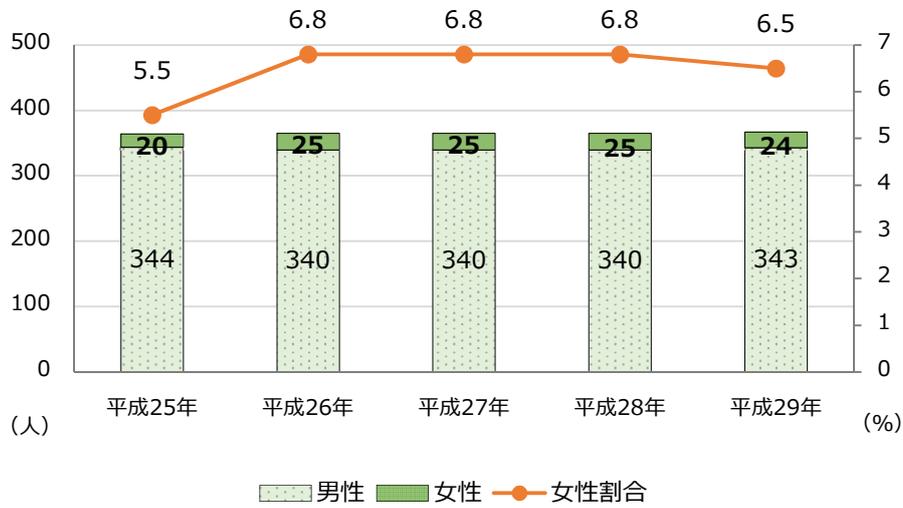
※審議会等とは…地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例により設置する附属機関と本市の要綱に基づき設置する懇話会等（本市職員のみで構成するものは除く。）をいいます。

図表-4 市区町村の審議会等における女性割合



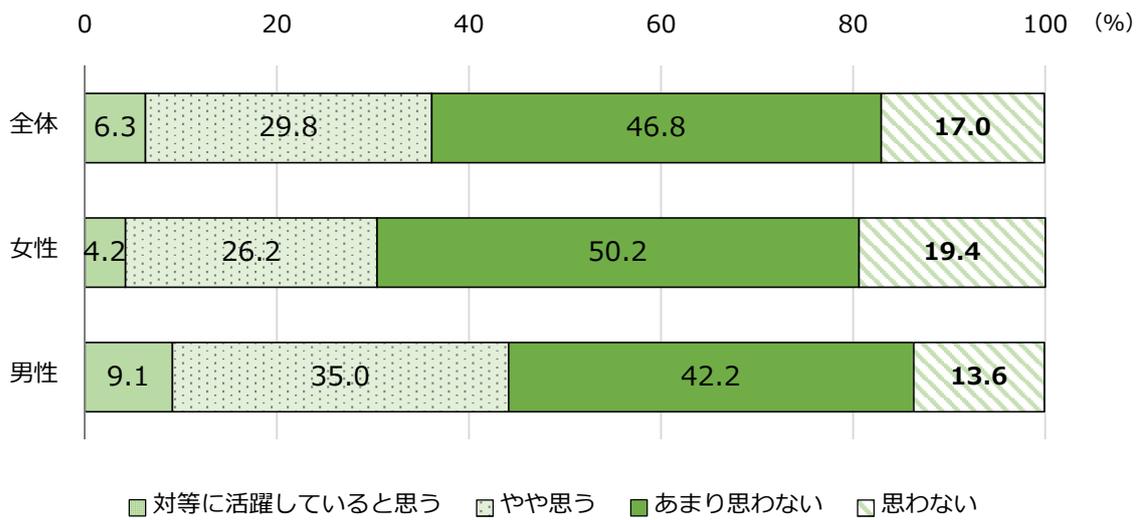
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

図表-5 横須賀市の町内会長・自治会長における女性割合



資料：市民部地域コミュニティ支援課

図表-6 重要な意思決定の場における男女平等感



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成28年）

## (2) 女性の活躍推進及びワーク・ライフ・バランスの推進

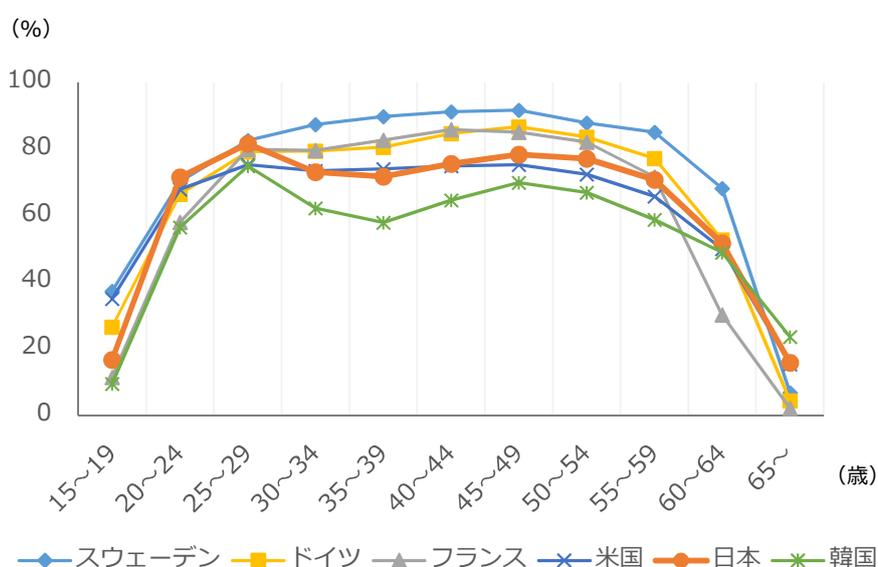
本市の人口は年々減少しており、高齢化率は平成30年（2018年）に30.7%、平成50年（2038年）には35.2%まで上昇すると予測されています。一方、生産年齢人口（15歳～64歳）は減り続けているため、女性や高齢者などが経済活動や地域活動に参画することが重要な課題となってきます。また、日本の女性の年齢階級別労働力率は、出産・子育て期にあたる30歳代に低下、子育てが落ち着いた40歳代で再び上昇し、高齢になるにつれてなだらかに下降するM字カーブ\*が見られます。M字カーブは欧米諸国では見られませんが、日本では依然として結婚や出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことを表しています。

市民アンケート調査で女性の働き方についての質問に対し、「子育ての時期に一時仕事を辞め、その後は働く」が最も多く選ばれました。「ずっと働く」の回答割合は45.2%であり、その中でも「勤務条件等を変えない」よりも「結婚や子育てを機に短時間勤務や勤務日を減らす」という柔軟性のある働き方の方が多く選択されています。

また、男女共同参画社会\*を実現するために行政に望むこととして最も多かったのが「事業所に対して仕事と家庭を両立しやすい労働条件の整備・改善を働きかける」が37.5%でした。少子化と高齢化が同時に進む中、親の介護と子育てを同時にしなければいけないダブルケア\*の増加も見込まれ、今後はより一層、ワーク・ライフ・バランスの推進が欠かせない要素になってきます。

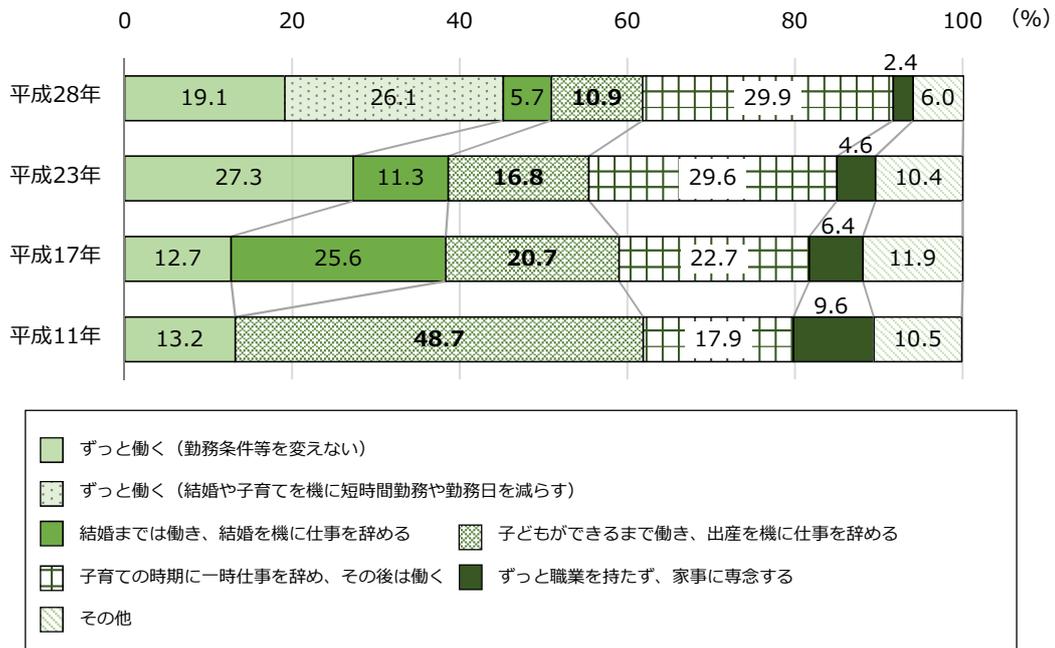
ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、育児休業制度の利用促進や男性中心型労働慣行の見直しなどによる意識改革が必要です。多様な働き方を選択できることだけでなく、特に男性の家事・育児・介護等の参画への取り組みを推進していく必要があります。

図表-7 女性の年齢階級別労働力率の国際比較



資料：内閣府「平成29年版男女共同参画白書」

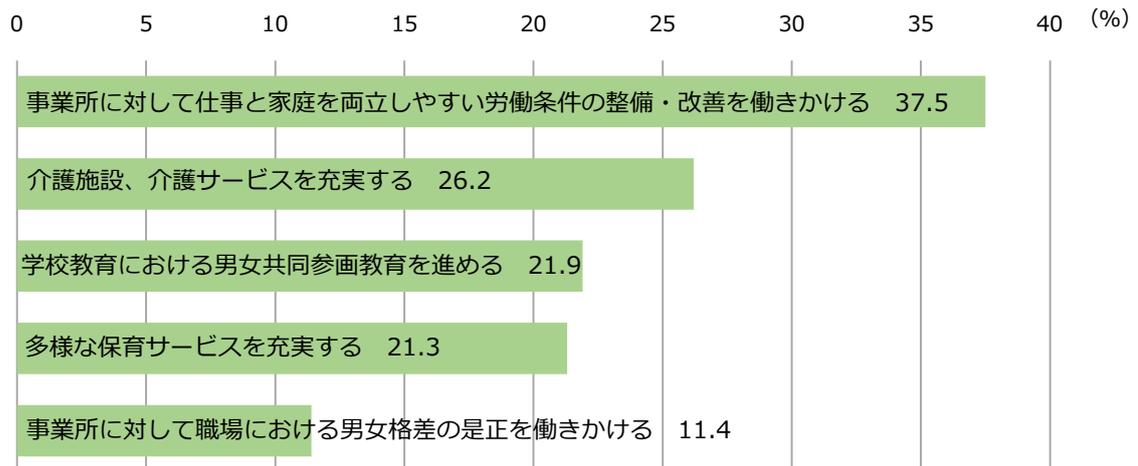
図表-8 女性が職業をもつことに対する意識の変化



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査

図表-9 男女共同参画社会のために行政に望むこと

※回答割合の多かった選択肢5つを掲載



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成28年）

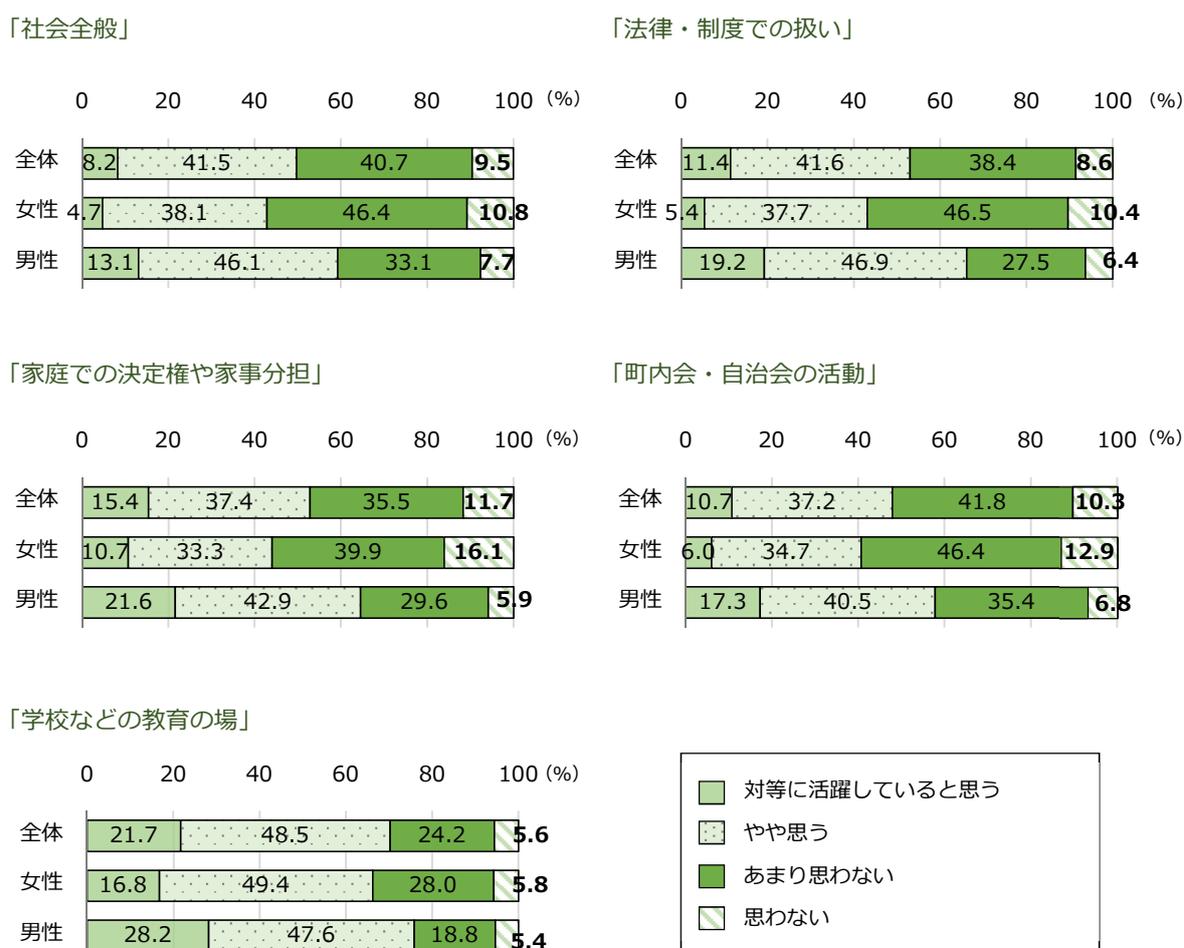
### (3) 暮らしやすい社会の意識づくり、誰も孤立させない社会に向けた支援

本市は、男女共同参画への意識啓発や普及のため、講座の開催や男女共同参画広報紙の発行などの事業に取り組んできました。

しかし、市民アンケート調査では、各場面での男女平等感について、「学校などの教育の場」を除き「社会全般」「法律・制度」「家庭での決定権や家事分担」「町内会・自治会活動」などにおいては、約半数が対等に活躍していない、あるいは男女共同参画が進んでいないと感じています。「男は仕事、女は家庭」という考え方について否定する人は65.8%と、平成23年度調査時よりは増えたものの、依然として「男女間における不平等感」や「固定的な性別役割分担\*意識」が根強く残っていることが分かります。

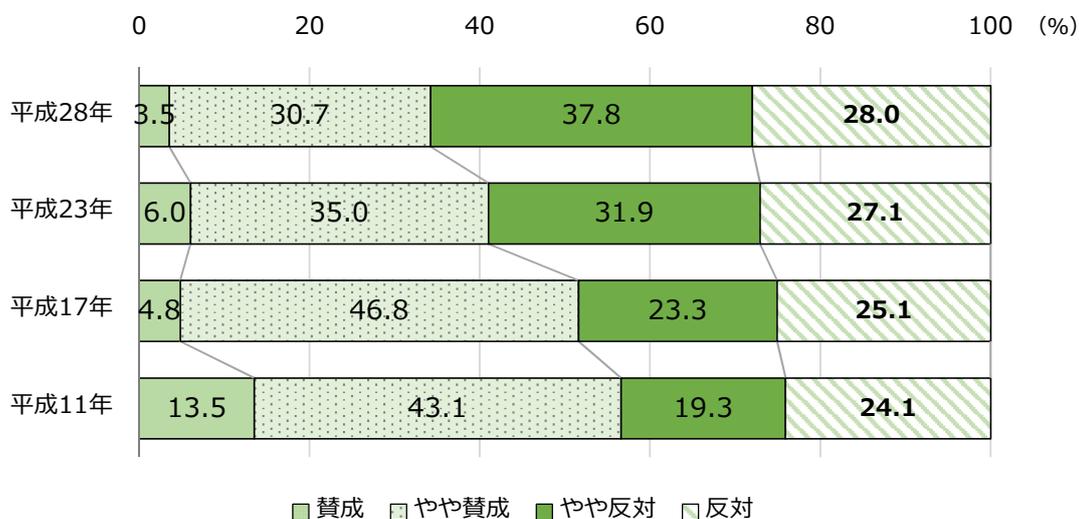
また、誰もが個人として尊重され、自由に生き方を選択できる社会づくりのためには、人権を尊重し多様性を認め合うことが重要です。その中でも、性別による違いで不利益が生じないよう、女性のための相談を充実するとともに、性的マイノリティ\*への理解促進と支援に取り組み、多様な性を尊重する社会の実現を目指す必要があります。

図表-10 各場面における男女平等感



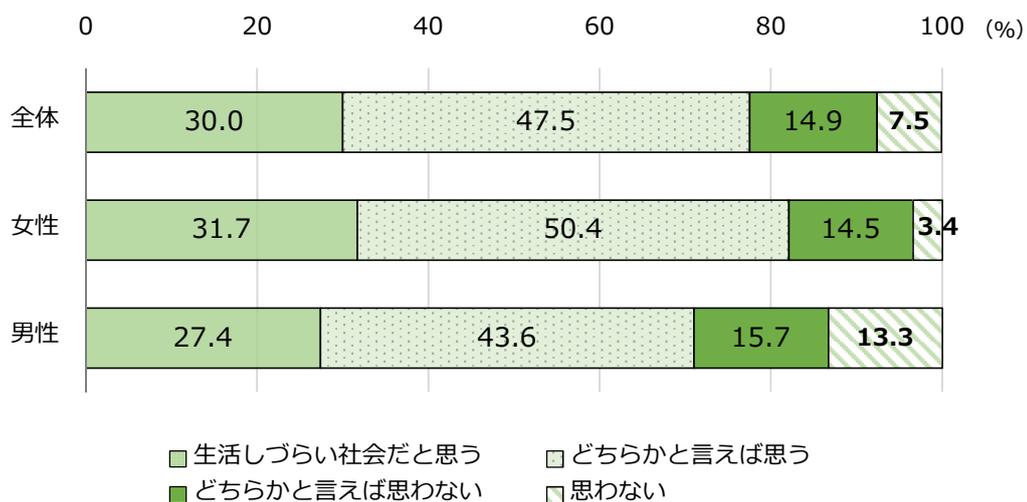
資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成 28 年）

図表-11 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査

図表-12 性的マイノリティにとって生活しづらい社会か



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成28年）

#### (4) 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

核家族化や地域のつながりの希薄化などによる子育てや介護における孤独感やワーク・ライフ・バランスのための整備が十分でないことなどの課題があります。

市民アンケート調査でも、ワーク・ライフ・バランスのための重要な行政の取り組みとして「出産や育児、介護等に関するサービスの充実」が24.6%と最も多く選ばれており、また女性が長く働き続けるためには「保育サービスの整備の充実」が重要であると49.4%の人が答えています。

ひとり親家庭では、子育てや経済面における不安など生活の中で多くの課題を抱える傾向にあります。ひとり親家庭が子育てをしながら経済的に自立できるよう支援の充実を図る必要があります。

また、市民にとって最も身近な場である地域や学校における男女共同参画の視点を踏まえた取り組みは重要であり、その基盤となる意識の醸成をさらに進めていく必要があります。

図表-13 ワーク・ライフ・バランスのために重要だと思う行政の取り組み

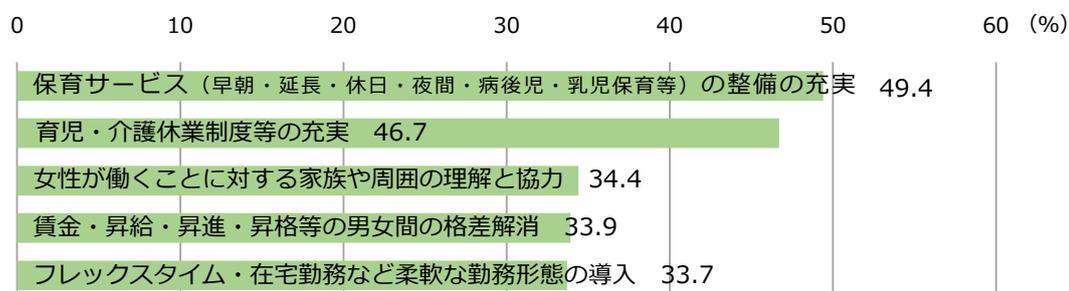
※回答割合の多かった選択肢5つを掲載



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成 28 年）

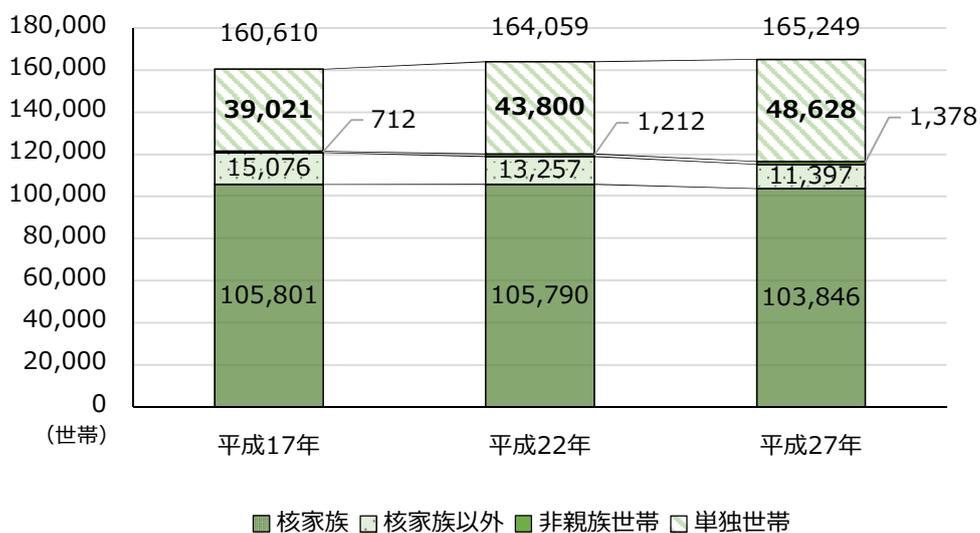
図表-14 女性が長く働き続けるために重要なこと

※回答割合の多かった選択肢5つを掲載



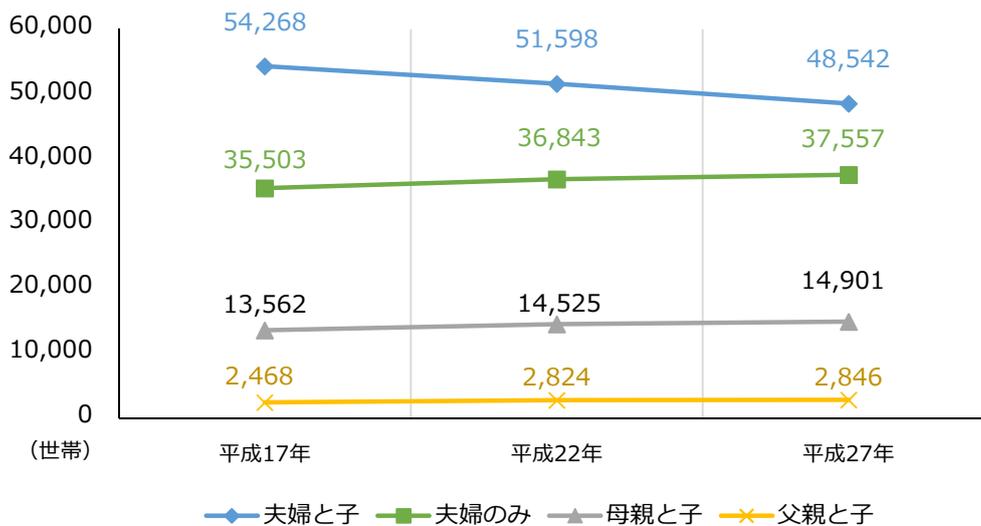
資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成 28 年）

図表-15 横須賀市の世帯状況



資料：「国勢調査」をもとに作成

図表-16 横須賀市の核家族世帯の内訳



資料：「国勢調査」をもとに作成

## (5) DV等を根絶する環境づくり

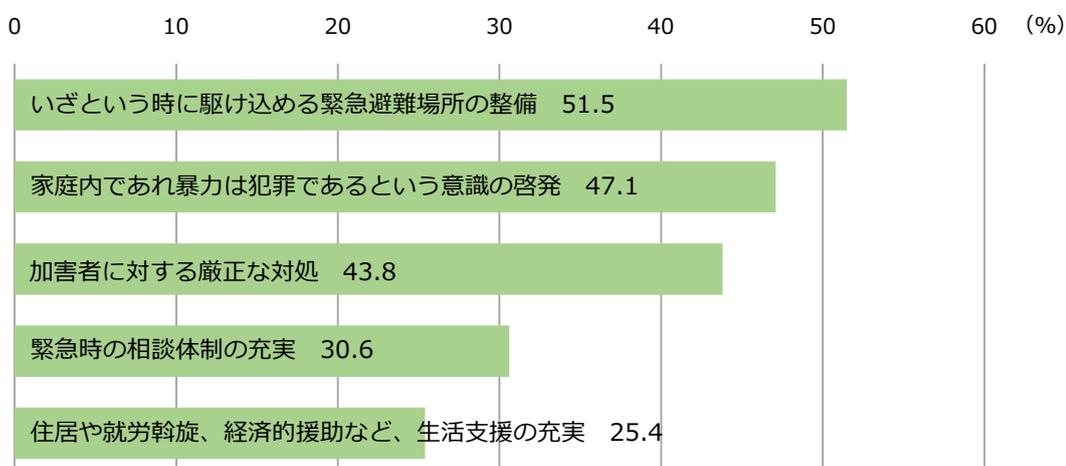
ドメスティック・バイオレンス（DV）\*は家庭内において発生することが多いため、発見が困難で潜在化しやすい傾向にあり、直接暴力を受けている被害者だけでなく同居する子どもの心身面にも深刻な影響を及ぼします。

市民アンケート調査で、DV防止対策や被害者への支援策として重要なことを聞いたところ「緊急避難場所の整備」や「家庭内でも暴力は犯罪であるという意識啓発」が多く選ばれており、またDVについての相談機関を18.1%の市民が「知らない」と答えています。被害者が安心して早期に相談を受けられるよう、相談窓口の一層の周知や相談体制の充実が必要となっています。

DVは重大な人権侵害であり、性別や間柄を問わず決して許されるものではありません。DV防止法の対象外である交際相手・親・きょうだいなどの身近な者からの暴力に対しても引き続き対応していくとともに、子どもや若い世代に対してもDVについての啓発を進めていく必要があります。

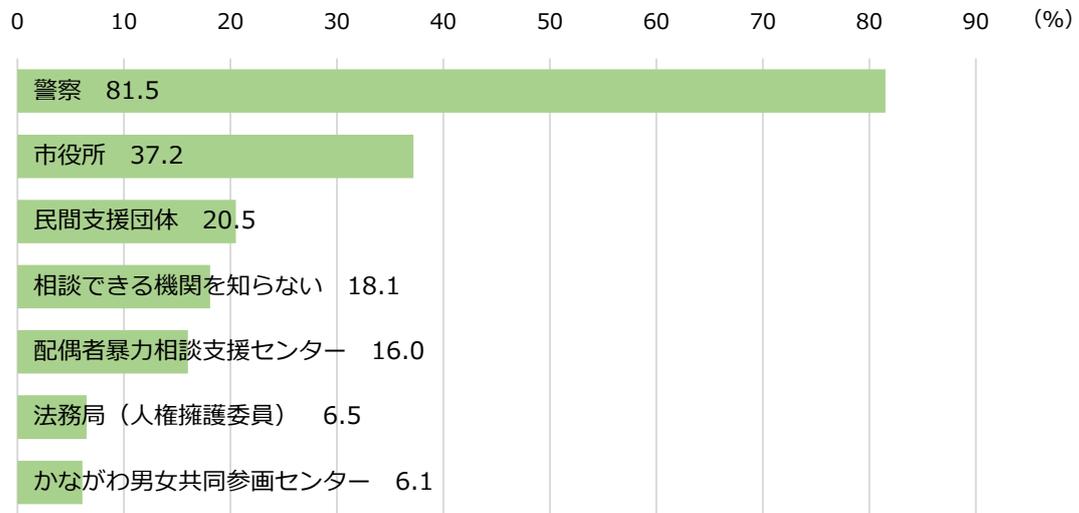
図表-17 DV防止対策として重要だと思う取り組み

※回答割合の多かった選択肢5つを掲載



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成 28 年）

図表-18 DVの相談機関として知っているところ



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成 28 年）

## 第3章 プランの基本的な考え方

### 1 目的

誰もが性別にかかわらず個人として尊重され、あらゆる分野において、互いに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会<sup>\*</sup>の実現を目指し、本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

### 2 位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法<sup>\*</sup>に基づき制定された条例の第9条に基づく市の基本的な計画（以下「プラン」）です。
- (2) 重点目標Ⅰ「誰もが活躍できる環境づくり」は、女性活躍推進法<sup>\*</sup>第6条に基づく本市の推進計画として位置付けます。
- (3) 重点目標Ⅲ「暴力のない社会づくり」は、DV防止法<sup>\*</sup>第2条の3第3項に基づく本市の基本的な計画として位置付けます。

### 3 計画期間

第5次男女共同参画プラン（以下「第5次プラン」）の計画期間は、本市の上位計画である「横須賀市実施計画」との整合を考慮し、平成30年度（2018年度）から平成33年度（2021年度）までの4年間とします。

### 4 基本理念

プランは、条例第3条に規定された4つの理念を基本理念として、本市の男女共同参画の推進を図ります。第5次プランでは、この理念を踏まえ社会情勢の変化等を勘案し、3つの重点目標にまとめています。

#### 基本理念（条例第3条要約）

- (1) 誰もが個人として尊重され、暴力や不利益な扱いを受けることなく、自由に生き方を選択できる。
- (2) 誰もがあらゆる分野の方針決定に参画する機会が確保される。
- (3) 性別による固定的な役割分担をなくすように努力する。
- (4) 男女が協力し、社会の支援のもと、家庭における責任や役割を対等に果たす。

## 5 基本的施策

プランでは、条例第8条に規定された7つの基本的施策を基本として、男女共同参画に関する施策を推進します。第5次プランでは、3つの重点目標及びこの基本的施策を踏まえ、7つの施策方針にまとめています。

### 基本的施策（条例第8条要約）

- (1) 子育て、介護等の家庭生活・地域生活・職業生活の両立支援
- (2) 暴力による被害者救済、その自立支援
- (3) あらゆる分野の教育の場における、男女共同参画の推進
- (4) 男女共同参画を推進する活動を行う市民公益活動団体の支援、育成
- (5) 男女共同参画の推進を阻害する、性別による固定的な役割分担の助長や、暴力を容認する表現を用いないことの周知
- (6) 社会のあらゆる分野に参画する機会や能力発揮を促す学習機会の提供による、男女間の格差是正
- (7) 市は、自ら率先して男女共同参画を推進し、その取組経過を公表することで事業者のモデルとなるよう努めること

## 6 主要施策

7つの施策方針に基づき、具体的な事業内容を踏まえ17の主要施策を定めました。第5次プランにおいては、特に「女性の活躍に向けた支援」「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援」に重点を置くとともに、「多様な性を尊重する社会の実現」などを新たに加えています。

## 7 施策

主要施策に基づくものとして、39の施策を定めています。主要施策において新たに定めた分野を中心に、従来からの施策についてもさらに充実を図ります。

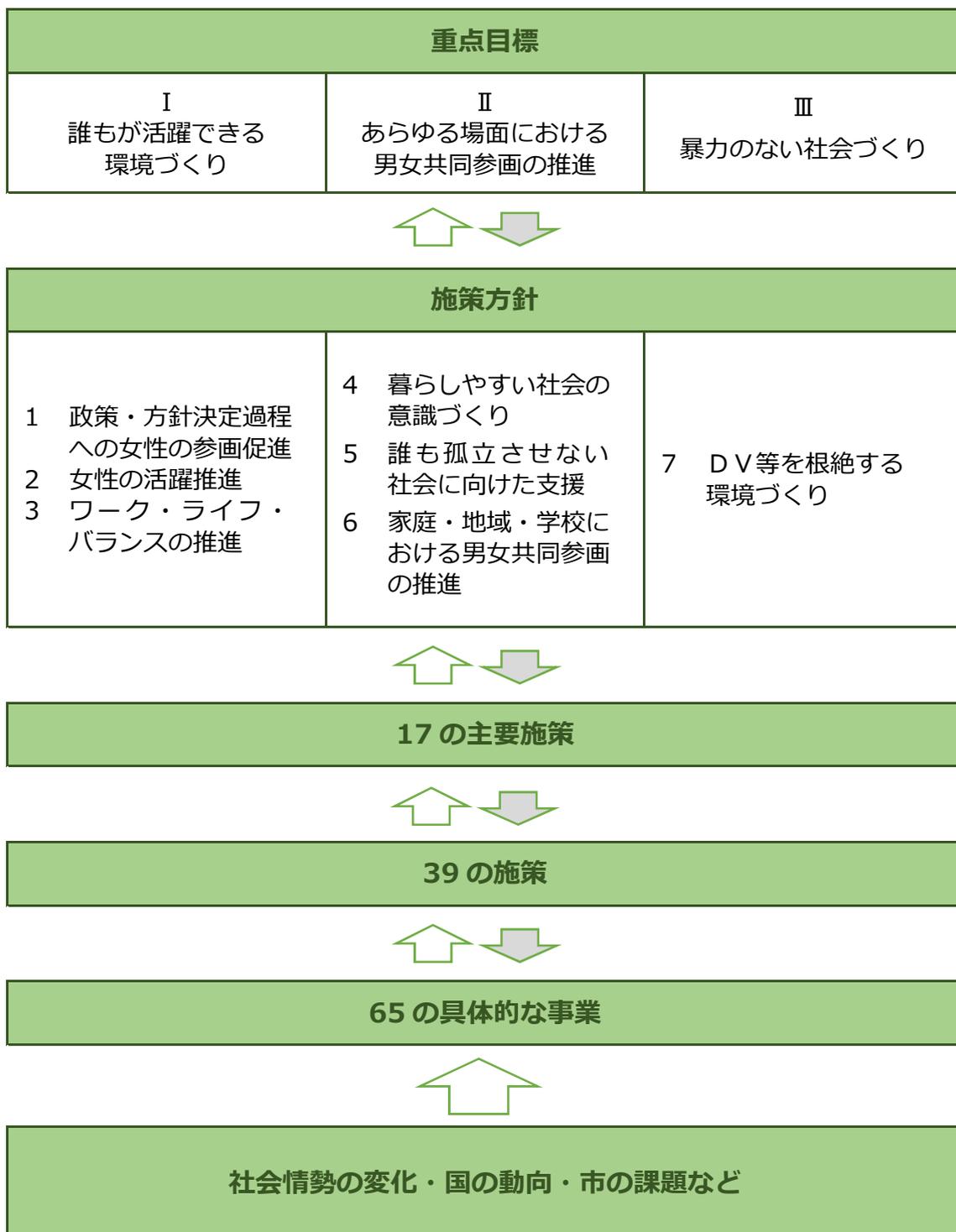
## 8 事業数

施策ごとの事業数は、施策を実現するために位置付けた具体的な事業の件数を示しており、合計で65事業となります。複数の事業数があるものは、市の複数の部局で事業実施するものや、同一の部局で複数の事業を実施するものがあります。

これに定められた一つ一つの事業が、効果的に展開されるよう進行管理を行います。

社会情勢の変化・男女共同参画に関する国の動向・市の課題などを踏まえ、具体的な事業を整理し、重点目標・施策方針・主要施策・施策として体系化し、目標を明確にしています。

### 第5次横須賀市男女共同参画プラン



## 10 指標・数値目標の設定

プランを実効性のあるものとし、7つの施策方針ごとに達成度を把握するため、指標を定め、数値目標を設定します。

### ●重点目標Ⅰ 誰もが活躍できる環境づくり

施策方針		指標		現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 32 年度)
1	政策・方針決定過程への女性の参画促進	1	市の審議会等における女性委員の割合	27.5%	40%
		2	町内会・自治会における女性役員の割合	30.3%	50%
		3	市役所における女性管理職（課長級以上）の割合	7.7%	15%
2	女性の活躍推進	4	女性の現在の働き方として「ずっと働きたい」と回答する人の割合	45.2%	70%
3	ワーク・ライフ・バランスの推進	5	ワーク・ライフ・バランスの実現につながる講座等の市民満足度	80.6%	平成 28 年度 数値を上回る
		6	市役所における職員の年次休暇取得日数	12.4 日	15 日

### ●重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進

施策方針		指標		現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 32 年度)
4	暮らしやすい社会の意識づくり	7	男女共同参画という言葉の認知度	54.7%	100%
		8	「男は仕事、女は家庭」という考えを否定する人の割合	65.8%	100%
5	誰も孤立させない社会に向けた支援	9	性的マイノリティ*またはLGBTという言葉の認知度	65.8%	100%
6	家庭・地域・学校における男女共同参画の推進	10	保育所等利用待機児童数	19 人	0 人
		11	町内会活動において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合	47.9%	平成 28 年度 数値を上回る
		12	教育の場において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合	70.2%	平成 28 年度 数値を上回る

### ●重点目標Ⅲ 暴力のない社会づくり

施策方針		指標		現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 32 年度)
7	DV等を根絶する環境づくり	13	「DV*に関して相談できる機関を知っている」と回答する人の割合	81.9%	100%

## 11 プランの推進

### (1) プランの進行管理

#### ① 指標・数値目標の設定

プランを実効性のあるものとし、7つの施策方針ごとに達成度を把握するため、指標を定め、数値目標を設定します。

#### ② 事業の点検

事業の進捗状況を毎年度把握し、計画の進行管理を的確に行います。

#### ③ 取組実績報告書の公表（毎年度実施）

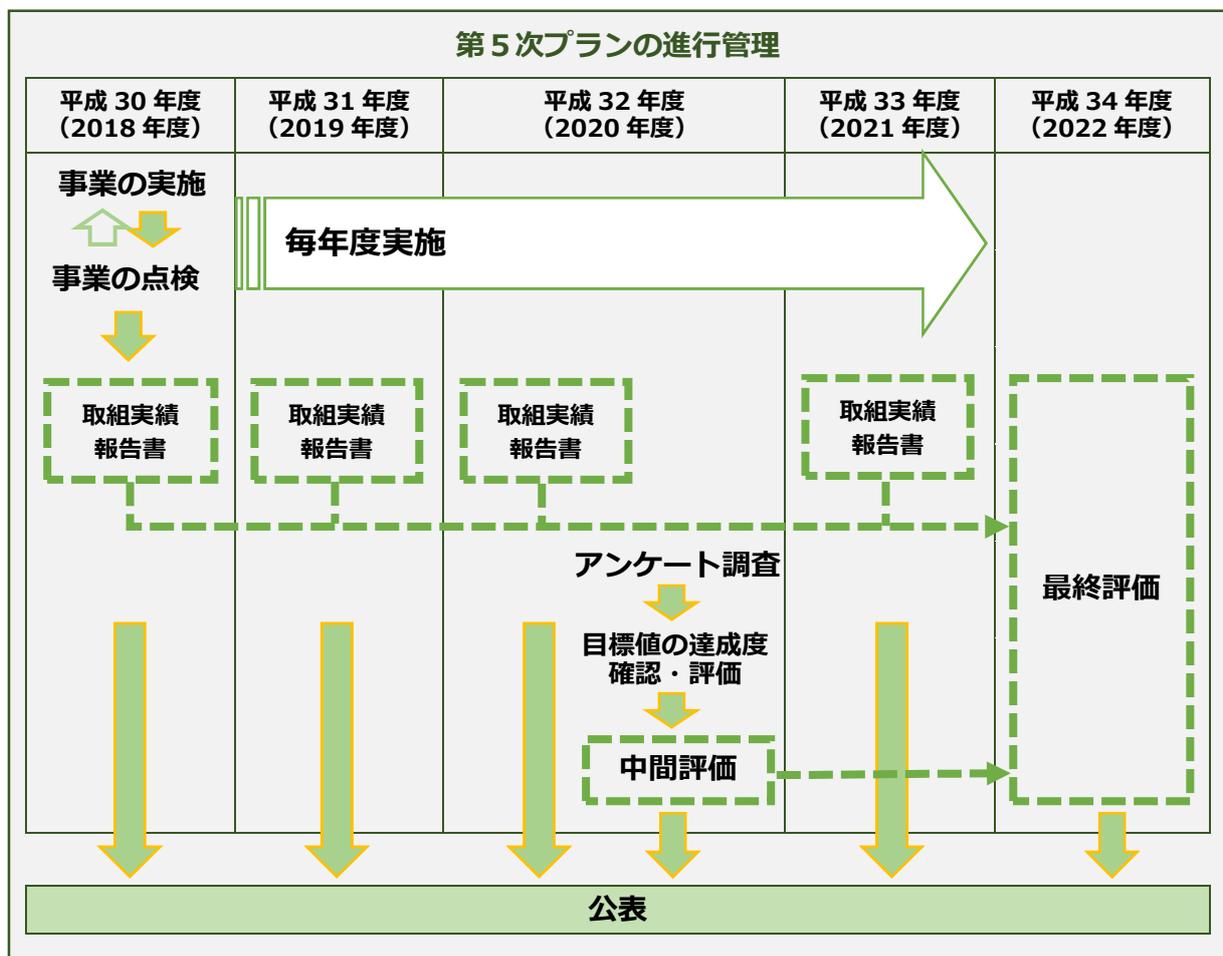
報告書を毎年度作成し、プランに位置付けている事業の実施状況について、男女共同参画審議会（以下「審議会」）に報告し、意見を聴いた上で公表します。

#### ④ 中間評価（次期プラン策定の前年度に実施）

アンケート調査を実施し、その結果等から数値目標の達成状況を確認します。プランの効果や課題等を分析し、審議会の意見を聴いた上で、その結果を公表します。

#### ⑤ 最終評価（プランの計画期間終了後に実施）

プランの計画期間終了後に、審議会の意見を聴いた上で総括した評価を行い、公表します。



## (2) 推進体制の強化

### ① 横須賀市男女共同参画審議会

条例第23条に基づく市長の附属機関として、市長の諮問に応じて、男女共同参画の推進及び進捗状況について審議し答申します。また、計画の策定や男女共同参画の推進に関する重要な事項等について、調査審議し必要に応じて市長に意見を述べます。

### ② 男女平等専門委員

男女共同参画社会<sup>\*</sup>形成の観点から、市の施策への不服や性別を理由とした人権侵害に関わる苦情・相談等の申出を受け付け、適切な対応を行うため、市長から委嘱された男女平等専門委員が公正・中立な立場で必要に応じて調査を行い、助言や是正の要望等を行います。

### ③ 男女共同参画職場リーダー会議

本市が実施するあらゆる事業において男女共同参画の視点の導入を積極的に図るため、全所属長を男女共同参画職場リーダーとし、男女共同参画職場リーダー会議において男女共同参画についての理解を深めるため研修を実施します。

### ④ デュオよこすか

市の男女共同参画施策を推進し、市民、市民活動団体、事業者等との協働のための拠点施設として、「交流」「情報の収集・提供」「学習・研修」「相談」の機能の一層の充実を図ります。

### ⑤ デュオよこすか専門部会

審議会の下部組織として、デュオよこすかの運営に係る専門的な事項について検討します。

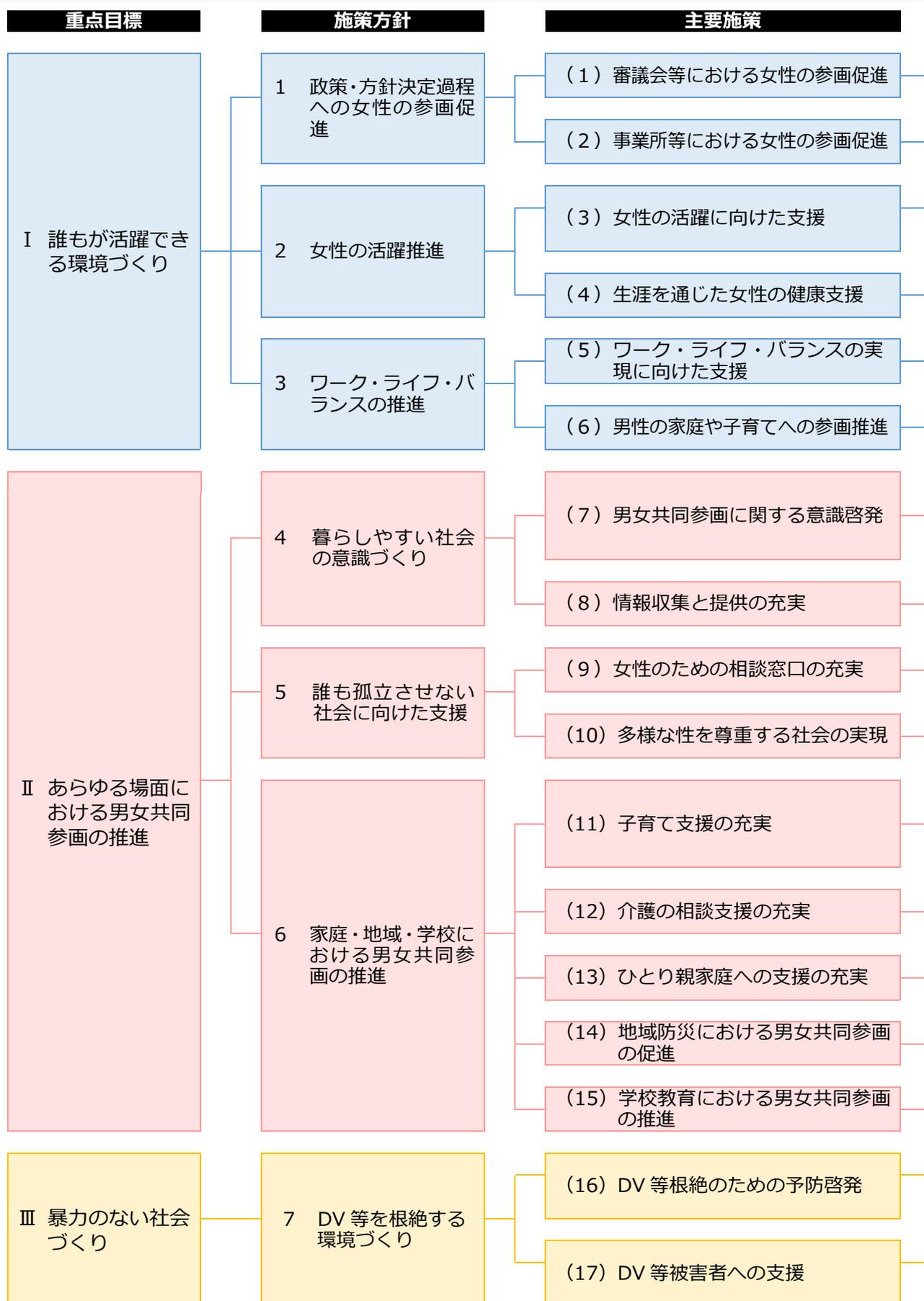
### ⑥ 市民、市民活動団体、事業者等及び市民サポーターとの協働・連携

男女共同参画社会を実現するためには、市民、市民活動団体、事業者等との協力・連携が不可欠です。また、諸施策を推進するため、市民サポーターとの連携を図ります。課題を共有しながら協働・連携を通じて、本市の男女共同参画を推進します。

### ⑦ 関係機関等との連携

国・県等の関係機関との連携を進め、啓発事業などについての事業協力を行います。

## 12 プラン体系図



施策		事業数	ページ
01	審議会等への積極的な女性の参画促進	2	23
02	審議会等における実態調査の実施	1	
03	事業所等における男女共同参画の推進	1	23
04	市の実施事業への配慮	1	
05	起業を目指す女性への支援	1	26
06	就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援	1	
07	市役所における女性の活躍に関する取り組み	2	
08	女性のための健康相談の充実	2	26
09	女性特有のがん検診の普及啓発	1	
10	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	3	28
11	市役所におけるワーク・ライフ・バランスに関する取り組み	3	
12	男性を対象とした講座等の開催	2	29
13	父親を対象とした子育ての情報提供	2	
14	男女共同参画に関する講座等の開催	2	31
15	市民協働による啓発事業の推進	2	
16	広報紙（NEW WAVE）による啓発	1	32
17	市役所における男女共同参画に関する取り組み	1	
18	デュオよこすかの運営	2	32
19	男女共同参画に関する調査の実施	1	
20	女性のための一般相談の充実	2	35
21	性的マイノリティに対する理解の促進	2	35
22	性的マイノリティに対する支援	3	
23	妊娠・出産に関する学習機会の提供	2	37
24	家庭等における子育て支援の充実	1	
25	多様な保育サービスの充実	1	
26	放課後の子どもの居場所の充実	2	
27	介護に関する相談窓口の充実	1	38
28	介護者に対する心の支援	3	
29	ひとり親家庭への自立支援の推進	2	38
30	ひとり親家庭の仲間づくりの推進	1	
31	自主防災組織への女性の参画促進	1	38
32	男女共同参画に関する学習機会の提供	2	39
33	教職員に対する意識啓発	1	
34	DV防止に関する意識啓発	2	41
35	DV相談窓口の周知	1	
36	セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	3	
37	相談体制の充実	2	42
38	被害者の安全確保と自立に向けた支援	1	
39	関係機関との連携強化	1	

(合計 65)

## 第4章 事業の内容

社会情勢の変化・男女共同参画に関する国の動向・市の課題などを踏まえ、3つの重点目標を達成するために65の事業を位置付けました。そのうち新規事業として15事業、市役所が市内のモデル事業所として実施するものが8事業あります。※81ページ以降参照

### 重点目標Ⅰ 誰もが活躍できる環境づくり

#### 施策方針

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 2 女性の活躍推進
- 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

#### 施策方針1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

審議会等や事業所における女性の参画を促進し、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大することにより、誰もが活躍できるまちの実現を目指します。

#### 主要施策（1）審議会等における女性の参画促進 ㊦は新規事業、㊧は男女共同参画モデル事業

施策	事業	担当課
01 審議会等への積極的な女性の参画促進	01-1 ●審議会等への積極的な女性の参画促進 審議会等において男女が均衡のとれた構成比で議論し意見が反映できるよう、推薦母体となっている団体等へ女性委員の推薦を働きかけます。	行政管理課 人権・男女共同参画課
	01-2 ●地方防災会議における女性委員の参画促進 防災会議において女性の視点が反映されるよう、女性委員の参画を進めます。	危機管理課
02 審議会等における実態調査の実施	02-1 ●審議会等における実態調査の実施 <span style="float: right;">㊦</span> 審議会等における女性登用などの現状について調査します。	行政管理課

#### 主要施策（2）事業所等における女性の参画促進

施策	事業	担当課
03 事業所等における男女共同参画の推進	03-1 ●事業所等における男女共同参画の推進 <span style="float: right;">㊦</span> 市の入札等に参加する事業者の、次世代の育成や女性の活躍推進に向けた取り組みを評価します。	契約課 人権・男女共同参画課
04 市の実施事業への配慮	04-1 ●市の実施事業への配慮 <span style="float: right;">㊧</span> 事業実施の際には、あらゆる事業が男女共同参画社会*の形成に影響をもつという認識を持って取り組みます。	人権・男女共同参画課

## ●コラム1 ポジティブ・アクション

内閣府男女共同参画局では、男女共同参画社会\*の実現に向け「社会のあらゆる分野における指導的地位※に女性が占める割合が、平成32年（2020年）までに、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を達成するため、女性の参画を拡大する最も効果的な施策の一つであるポジティブ・アクションを推進し、関係機関への情報提供や働きかけ、連携を行っています。

ポジティブ・アクションとは、一般的に社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる措置のことをいいます。

男女共同参画社会基本法\*では、この「積極的改善措置」は国の責務として規定され、また国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

女性をはじめとする多様な人々が参画する機会を確保することは、政治分野においては民主主義の要請であり、行政分野においてはバランスのとれた質の高い行政サービスの実現にもつながります。また、民間企業の経済活動や研究機関の研究活動において、多様な人材の発想や能力の活用は、組織・運営の活性化や競争力の強化等に寄与するものです。

日本における女性の参画は徐々に増加しているものの、他の先進諸国と比べて男女格差が大きく、その差は拡大しています。効果的な対策として、必要な範囲においてポジティブ・アクションを進めていくことが必要です。

※「指導的地位」の定義…(1)議会議員、(2)法人・団体等における課長相当職以上の者、(3)専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者（平成19年男女共同参画会議決定）

資料：内閣府「ポジティブ・アクション」

## ●コラム2 ジェンダー・ギャップ指数

GGI（ジェンダー・ギャップ指数）はスイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータから構成された男女格差を測る指数です。平成29年に発表された日本の順位は144か国中114位と依然として低い状況です。

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.878
2	ノルウェー	0.830
3	フィンランド	0.823
4	ルワンダ	0.822
5	スウェーデン	0.816
⋮	⋮	⋮
114	日本	0.657

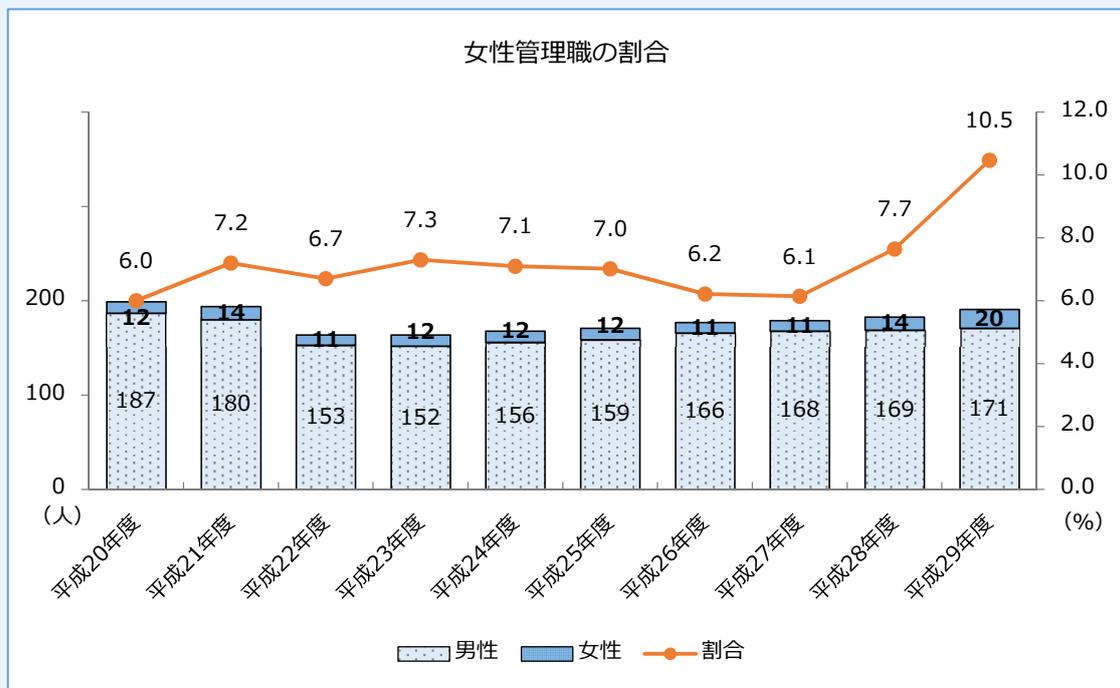
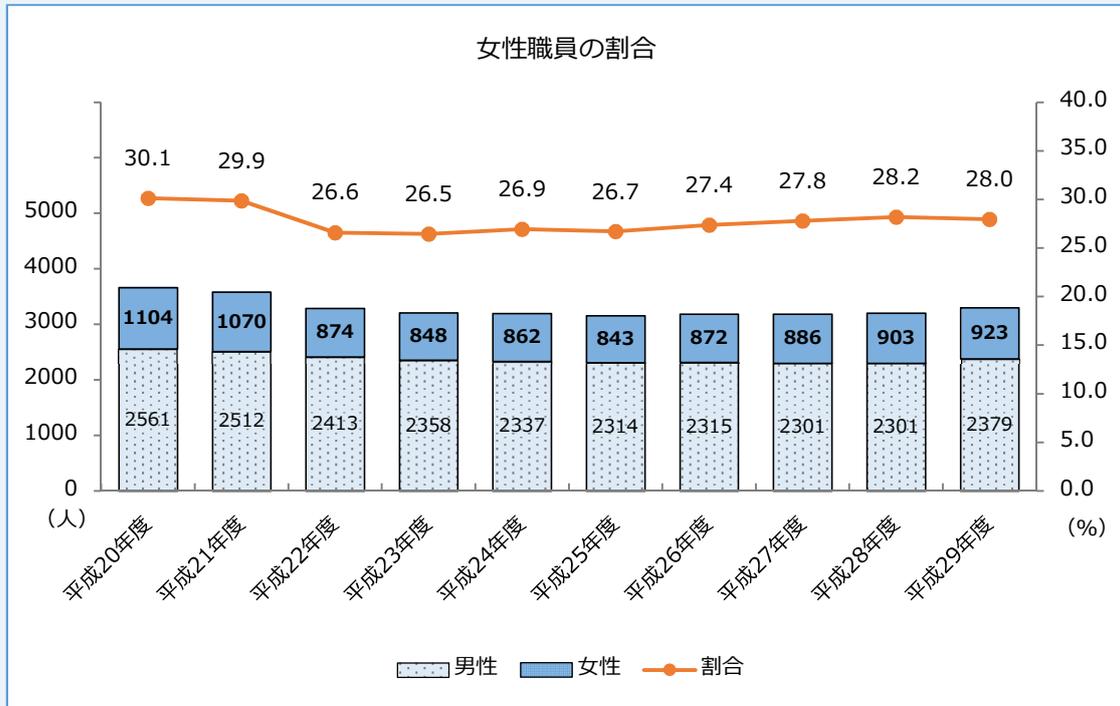
【分野ごとの順位】

分野	順位	GGI値
政治	123位	0.078
経済	114位	0.580
教育	74位	0.991
保健	1位	0.980

資料：The Global Gender Gap Report 2017

### ●コラム3 横須賀市役所における女性職員の状況

横須賀市役所の女性職員の割合は、平成22年度に減少したものの、平成25年度以降は徐々に増えています。また、女性管理職の割合も増加傾向にあります。



資料：総務部人事課

## 施策方針 2 女性の活躍推進

女性が意欲をもって継続して就業できるよう、また離職した人が自分のライフスタイルに合わせた就業ができるよう、起業や再就職に関するセミナー等の情報提供、女性のための相談窓口の充実など、女性が活躍しやすい環境づくりを推進します。

### 主要施策（3）女性の活躍に向けた支援

施策		事業		担当課
05	起業を目指す女性への支援	05-1	<b>●起業を目指す女性への支援</b> 起業を目指す女性に対し、起業の方法や支援制度について情報提供します。	人権・男女共同参画課 企業誘致・工業振興課
06	就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援	06-1	<b>●就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援</b> 就業・再就職・キャリアアップを目指す女性に対し、セミナーや相談窓口を通じて情報提供します。	人権・男女共同参画課 経済企画課
07	市役所における女性の活躍に関する取り組み	07-1	<b>●女性が市役所試験に受験するための取り組みの実施 ㊦</b> 採用試験受験者の女性割合を高めていきます。	人 事 課
		07-2	<b>●メンタリング制度の実施 ㊦</b> メンタリング*制度を実施することにより、女性職員の活躍をサポートします。	人権・男女共同参画課

### 主要施策（4）生涯を通じた女性の健康支援

施策		事業		担当課
08	女性のための健康相談の充実	08-1	<b>●女性医師による女性のための健康相談</b> 女性特有の病気などの健康相談を女性医師が行うことで、生涯を通じた女性の健康支援に取り組みます。	保健所健康づくり課
		08-2	<b>●婦人科医師による妊娠・不妊・不育症相談 ㊦</b> 女性が安心して子どもを産み育てられるよう、相談事業の実施によりサポートします。	こども健康課
09	女性特有のがん検診の普及啓発	09-1	<b>●女性特有のがん検診の普及啓発</b> 女性が自らの健康管理として女性特有のがんである子宮頸がん・乳がん検診を活用し、早期発見・早期治療につなげるよう普及啓発に取り組みます。	保健所健康づくり課 こども健康課



## ●コラム4 女性活躍推進法

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、平成27年8月に「女性活躍推進法」が成立し、平成28年4月に完全施行されました。

この法律では、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等<sup>※</sup>）に義務付けられました。

横須賀市役所では特定事業主行動計画として平成28年3月に「横須賀市女性活躍推進プラン」を策定しました。市役所のすべての女性職員が、どの役職段階においても活躍することができることを目指したもので、本市の状況を分析し、課題となる項目について数値目標を掲げました。採用・登用・仕事と子育ての両立などに関する取り組み状況を公表します。

女性職員の活躍をはじめ、多様な人材を生かすダイバーシティ<sup>\*</sup>・マネジメントは、公務に対するニーズのきめ細かい把握や新しい発想を生み、ひいては政策の質や公務サービスの向上につながります。このプランを着実に進めることにより、個性と能力を十分に発揮できる体制づくりに努めます。

※常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあっては努力義務

### 「横須賀市女性活躍推進プラン」における数値目標

	指標	現状値 (平成28年度)	目標値
1	採用試験受験者（消防吏員を除く）の女性割合	33.3%	50% (平成32年度)
2	採用試験受験者（消防吏員）の女性割合	3.5%	15% (平成32年度)
3	女性職員の課長補佐選考試験の受験率	28.1%	50% (平成32年度)
4	男性職員の育児休業取得率	11.0%	13% (平成31年度)
5	女性職員の育児休業取得率	100.0%	100% (平成31年度)

資料：「横須賀市女性活躍推進プラン」をもとに作成



### 施策方針3 ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活、地域活動等とのバランスをとりながら、個人の生活状況に応じたライフスタイルを選択できることが重要です。特に、いわゆる男性中心型労働慣行を見直すことで自分のライフステージに応じた多様な働き方を選択し、ワーク・ライフ・バランスを実現していくことができるよう意識啓発と情報提供に努めていきます。

#### 主要施策（5）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

施策		事業		担当課
10	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	10-1	<b>●ワーク・ライフ・バランスに関する啓発</b> 育児休業制度の利用促進や働き方の見直し等の情報提供・啓発を関係機関と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。	人権・男女共同参画課
		10-2	<b>●ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例の紹介</b> 市内でワーク・ライフ・バランス等に積極的に取り組む事業所等の情報収集・提供に努めます。	人権・男女共同参画課
		10-3	<b>●事業所内保育施設設置に関する情報提供 ㊦</b> 事業所に対して、必要に応じて事業所内保育施設の設置に関する助成制度等の情報を提供します。	こども施設課
11	市役所におけるワーク・ライフ・バランスに関する取り組み	11-1	<b>●時間外勤務時間縮減、育児・介護休業等の取得への取り組み ㊦</b> 各部局で執行体制の見直しや効率的な事務の執行に努め、全庁的な取り組みとして、時間外勤務時間の縮減、育児・介護休業等の取得を進めます。	人 事 課
		11-2	<b>●テレワーク*の導入に向けた検討・試行 ㊦㊧</b> 時間的制約のある職員が働きやすい環境づくりを促進します。	情報政策課
		11-3	<b>●男女共同参画職場リーダーへの意識啓発 ㊦</b> 男女共同参画職場リーダー会議において、ワーク・ライフ・バランスのための職場環境の整備等に関する意識啓発・情報提供を行いイクボス*を育成します。	人権・男女共同参画課



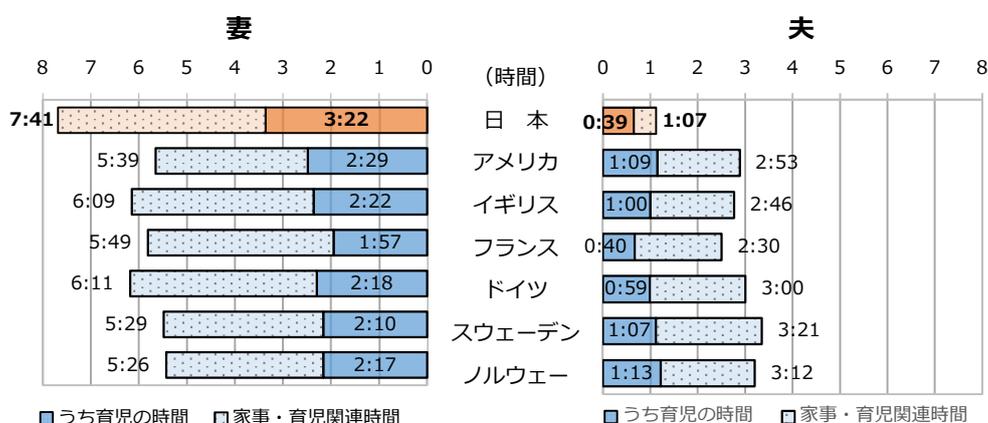
## 主要施策（6）男性の家庭や子育てへの参画推進

施策		事業		担当課
12	男性を対象とした講座等の開催	12-1	<b>●男性の高齢者を対象とした講座等の開催</b> 男性も家庭に参画できるよう、高齢者を対象に調理実習の実施や低栄養予防の知識習得などの学習機会を提供します。	高齢福祉課
		12-2	<b>●コミュニティセンターにおける講座の開催 新</b> ワーク・ライフ・バランスを図りながら、共に家庭や子育てに参画できるよう、男性の家事・育児・介護等に関する講座の実施や情報提供を行います。	地域コミュニティ支援課 各行政センター
13	父親を対象とした子育ての情報提供	13-1	<b>●「お父さんのための子育てガイド」による情報提供</b> 父親になる人を対象に、子育てに関する情報やヒントなどを紹介するガイドブックを配布します。	こども育成総務課 こども健康課
		13-2	<b>●「お父さんのための子育て応援講座」の開催</b> 講座の中で情報交換のための交流会を行うなど、父親の子育て参画を応援します。	保育運営課

### ●コラム5 男性にとってのワーク・ライフ・バランス ①

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事や家庭生活、地域生活など複数の活動のバランスがとれ、その両立が充実している状態をいいます。最近では、積極的に家事や子育てを行うイクメン\*が増えていますが、日本の家事・育児等に参画する男性の割合は依然として低い状況にあり、6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に費やす1日あたりの時間は1時間7分と、他の先進諸国と比較して低い水準にとどまっています。

【夫婦の1日あたりの家事・育児関連時間】

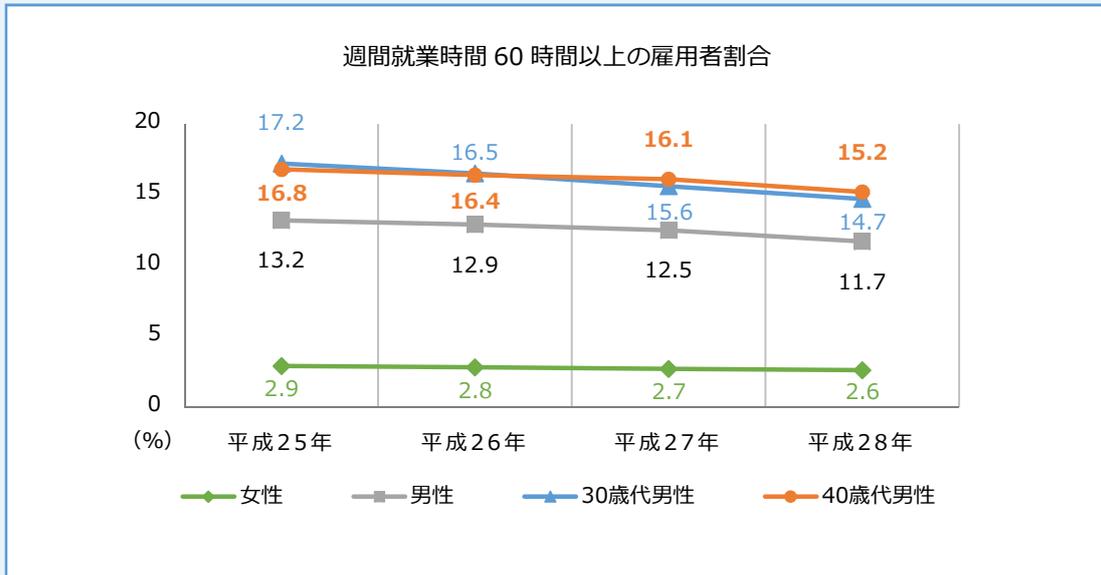


資料：内閣府「ひとりひとりが幸せな社会のために（平成29年版）」

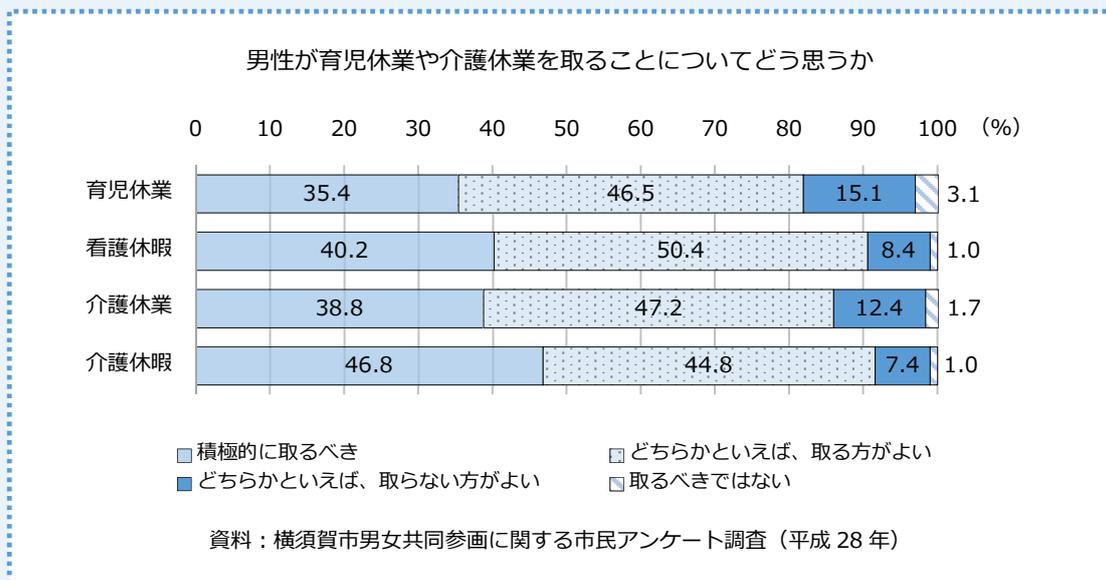
## ●コラム6 男性にとってのワーク・ライフ・バランス ②

男性が家事・育児等に参画できない原因の一つとして、長時間労働が指摘されています。週間就業時間 60 時間以上の雇用者割合は、男女ともに減少傾向にあるものの、子育て期と重なる 30～40 歳代の男性ではその割合が高く、30 歳代で 14.7%、40 歳代で 15.2%と依然として高水準となっています。

男性も女性も活躍する男女共同参画社会\*を実現するためには、男性も含めた長時間労働等の働き方への見直しや意識改革、性別による役割分担意識の解消や男性にとっても家庭や地域へ参画しやすい環境づくりなどが求められています。



資料：内閣府「ひとりひとりが幸せな社会のために（平成 29 年版）」



## 重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進

### 施策方針

- 4 暮らしやすい社会の意識づくり
- 5 誰も孤立させない社会に向けた支援
- 6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

### 施策方針4 暮らしやすい社会の意識づくり

男女共同参画を推進していくためには、多くの方々を対象に男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発や情報提供を継続的に実施していくことが重要です。広報紙やホームページ等の活用や関係団体等と協働することで、男女共同参画についての啓発や働きかけをしていきます。

#### 主要施策（7）男女共同参画に関する意識啓発

施策		事業		担当課
14	男女共同参画に関する講座等の開催	14-1	<b>●男女共同参画に関する講座等の開催</b> <span style="font-size: small;">(新)</span> ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進、男性の男女共同参画などをテーマに講座・講演会等による意識啓発や情報提供をします。	地域コミュニティ支援課 各行政センター 人権・男女共同参画課
		14-2	<b>●市民大学等の開催</b> 生涯学習の推進にあたり、男女共同参画の視点にも留意した学習情報や講座・講演会等の学習機会の提供をします。	生涯学習課
15	市民協働による啓発事業の推進	15-1	<b>●市民協働による啓発事業の推進</b> 啓発事業の企画や編集を市民協働で行います。また、自主計画事業を後援することで男女共同参画を推進します。	人権・男女共同参画課
		15-2	<b>●男女共同参画市民サポーター会議の開催</b> 男女共同参画のための取り組みが、より多くの市民に理解されるよう市民の視点を取り入れた啓発事業を推進します。	人権・男女共同参画課



施策		事業		担当課
16	広報紙（NEW WAVE）による啓発	16-1	<b>●広報紙（NEW WAVE）の発行</b> 男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍への市の取り組みなど、広く情報提供・意識啓発を行います。	人権・男女共同参画課
17	市役所における男女共同参画に関する取り組み	17-1	<b>●市職員に対する研修等の実施 ㊦</b> 市職員（男女共同参画職場リーダーを含む）に対する男女共同参画に関する研修等を継続的に行います。	人 事 課 人権・男女共同参画課

### 主要施策（8）情報収集と提供の充実

施策		事業		担当課
18	デュオよこすかの運営	18-1	<b>●デュオよこすかの運営</b> デュオよこすかにおいて、男女共同参画に関する資料や書籍の収集・提供をすることにより市内の男女共同参画を推進します。	人権・男女共同参画課
		18-2	<b>●デュオよこすか登録団体等との協働による講座の開催</b> デュオよこすか登録団体等とデュオよこすかを会場として講座を開催します。	人権・男女共同参画課
19	男女共同参画に関する調査の実施	19-1	<b>●男女共同参画に関する調査の実施</b> 男女共同参画の市民意識や実態に関する調査を実施し、各種統計情報の中で男女別データの収集・分析を行い、施策の展開に活用していきます。	人権・男女共同参画課



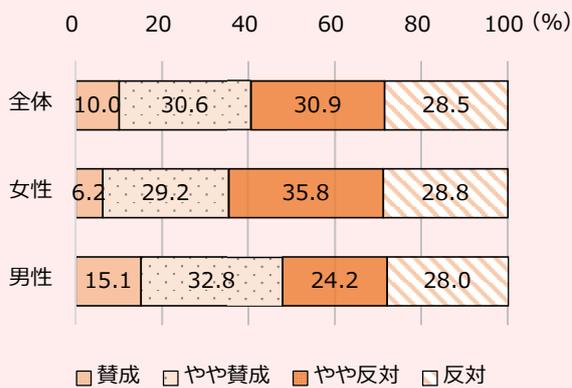
## ●コラム7 固定的な性別役割分担意識

男女共同参画社会\*の実現を妨げているものの一つに、人々の意識の中に長い年月をかけて形づくられてきた「固定的な性別役割分担意識」があります。これは性別を理由に役割や責務を固定的に考えることで、代表的な例として家庭における「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方が挙げられます。

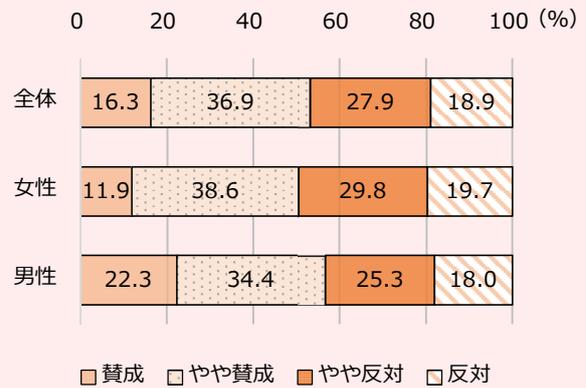
このような意識は時代とともに変わりつつありますが、今も依然として根強く残っています。共働き世帯が増加する中、「固定的な性別役割分担意識」を持つことなく、仕事や家事・育児、介護、地域活動などを共に協力しあうことが重要です。

また、次世代に「固定的な性別役割分担意識」を残さないという観点からも、家庭での子どものしつけや教育について、共に協力していくという意識と実践が大切です。

「職業や結婚などの人生設計に対する助言は男女で区別するべきである」



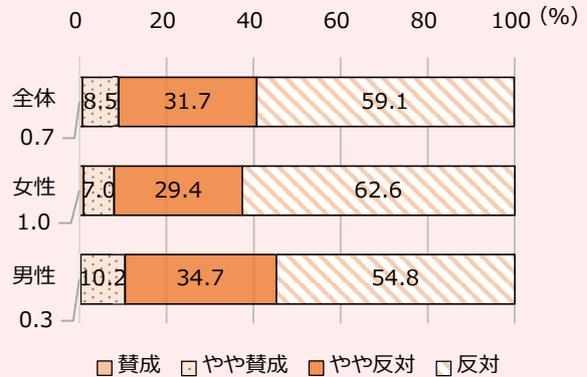
「男の子は男らしく強く、女の子は女らしく心優しく育てるべきである」



「食事の支度や洗濯など日常的な家事は男女を問わず身に付けさせるべきである」



「家庭での子どものしつけや教育は母親の責任で行うべきである」



資料：横須賀市男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成28年）

## ●●● デュオよこすか ●●●

デュオよこすかは、男女共同参画を推進するための拠点として設置した施設です。

### デュオルーム

#### ミーティングスペース

情報交換や交流の場としてご利用ください。団体・グループの方はもちろん個人でも利用できます。

#### 図書の貸し出し

人間関係や働き方、自分らしい生き方などを考えるヒントになる本を取り揃えています。

#### 情報の収集・提供

国や他市の男女共同参画に関する資料、講座のチラシなどを閲覧できます。

#### デュオぷち講座の開催

登録団体等と協働で、自己啓発や学習を目的に少人数制で講座を開催しています。

#### 団体登録

団体・グループ（3名以上）で登録すると、ミーティングスペースの予約や貸しロッカーの利用ができます。

#### コピー

1枚10円で利用できます。

**電話・ファクシミリ 046-822-0804**

### 女性のための相談室

#### 一般相談

女性が日頃から抱える人間関係や生活上の悩みについて、女性の相談員が相談に応じます。

- ・相談日時 月・水・金の9時～16時
- ・相談方法 電話、面談

※面談は予約制です。

※相談時間は、1件あたり20～30分が目安です。

#### 法律相談（予約制）

女性が抱える法律上の悩みについて、女性の弁護士が相談に応じます。

- ・相談日時 第3火曜日（原則）  
13時30分～16時30分
- ・相談方法 面談

※一般相談の相談日に予約してください。

※相談時間は、1件あたり40分です。

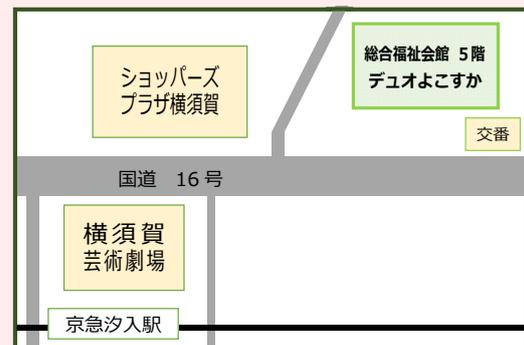
**相談電話 046-828-8177**

#### 所在地

〒238-0041 横須賀市本町 2-1  
総合福祉会館 5階



〔京急汐入駅より徒歩6分〕  
〔JR横須賀駅より徒歩8分〕



## 施策方針5 誰も孤立させない社会に向けた支援

女性の悩みは、女性が社会的に置かれる立場と深く関係していることから、様々な困難を抱える女性が孤立化しないよう相談体制の充実に努めます。

また、多様な性を尊重する社会を実現するために、性的マイノリティ\*に対する理解の促進と支援に努めていきます。

### 主要施策（9）女性のための相談窓口の充実

施策	事業	担当課
20 女性のための一般相談の充実	20-1 ●デュオよこすか「女性のための相談室」 女性が抱える一般的な悩みには女性相談員が対応し、法律上の悩みについては女性弁護士が対応します。	人権・男女共同参画課
	20-2 ●相談体制の充実 相談者が安心して相談できるような体制を確保するとともに、相談員の知識の向上を図り、研さんに努めます。	人権・男女共同参画課

### 主要施策（10）多様な性を尊重する社会の実現

施策	事業	担当課
21 性的マイノリティに対する理解の促進	21-1 ●相談員・教職員等を対象とした研修会の実施 新 性的マイノリティへの理解を促進するため、相談員や教職員等を対象に研修会を実施します。	人権・男女共同参画課
	21-2 ●パネル展示やリーフレットの配布による啓発 新 性的マイノリティへの偏見や差別の解消のため、当事者からのメッセージや啓発ポスターの展示、リーフレットの配布により市民への理解を促進します。	人権・男女共同参画課
22 性的マイノリティに対する支援	22-1 ●相談事業の実施 新 性的マイノリティの不安や悩みに対応するための相談を実施することにより、当事者の孤立を防ぐ取り組みを進めます。	人権・男女共同参画課
	22-2 ●当事者同士の交流会への支援 新 性的マイノリティの方々が語り合う「cafe SHIP ポートよこすか」に対する支援を行います。	保健所健康づくり課
	22-3 ●関係機関との連携強化 新 NPO 法人や当事者との意見交換会や庁内関係課との連絡会を開催することにより連携強化に努めます。	人権・男女共同参画課

## ●コラム8 性的マイノリティ（LGBT）

性的マイノリティとは、同性が好きな人や自分の性別に違和感を覚える人、または性同一性障害\*などの方々のことをいいます。

「異性を愛するのが普通だ」「心と体の性別が異なることはない」等と考える人からみて、少数者という意味で、「セクシュアルマイノリティ」「性的少数者」ともいいます。以下のアルファベットの頭文字をとり、「LGBT」とも呼ばれています。

L（レズビアン）	女性の同性愛者
G（ゲイ）	男性の同性愛者
B（バイセクシュアル）	両性愛者
T（トランスジェンダー）	体の性別と心の性別が異なる人やそのことに違和感を感じている人

性的マイノリティは、人口の約3～5%いると言われており、これは学校の1クラスに例えると、1～2人の割合になります。

男・女の2つで分けることや恋愛の対象を異性と決めつけることで、性的マイノリティが生きにくい環境を作っています。また、男らしく・女らしくという押し付けはその人の生き方を狭めてしまいます。

性的マイノリティに対して、普通ではないとして偏見を持ち、差別や蔑視するのではなく性的指向\*や性自認\*への理解を深め、差別的な言動や嫌がらせが起こらないよう、多様性のある社会を構築していく必要があります。

資料：NPO 法人 SHIP「性的マイノリティって知っている？」

### IDAHO（アイダホ）の日

IDAHOとは、「LGBT 嫌悪に反対する国際デー（International Day Against Homophobia, Transphobia and Biphobia）」の略称で、毎年5月17日に世界中で祝われています。

日本では平成26年から「多様な性にYESの日」として記念日認定されています。

### レインボーカラー

6色のレインボーカラーは、多様性を表し、性的マイノリティ（LGBT）の活動のシンボルとして使われています。



## 施策方針6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

誰もが安心して子育てや介護をしながら、仕事や地域活動等に参画していくためには、子育てや介護について男女が共に関わっていくという意識を持ち、社会全体で支援していく取り組みが必要です。

そのため、子育て支援や介護相談の支援、及びひとり親への就労支援などに取り組んでいきます。また、災害時における多様なニーズへの配慮や学校での啓発は重要であり、誰もが個々の人権を尊重しあえるよう、これからの時代を担う子どもも含めた取り組みを行います。

### 主要施策（11）子育て支援の充実

施策		事業		担当課
23	妊娠・出産に関する学習機会の提供	23-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「プレママ・プレパパのための歯科教室」の開催</li> </ul> 妊婦とその配偶者等を対象に、赤ちゃんのための歯の話や妊婦歯科健診、妊婦歯科相談を実施します。	保健所健康づくり課
		23-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「プレママ・プレパパ教室」の開催</li> </ul> 妊婦とその配偶者等を対象に、健やかな妊娠と出産に関する学習の機会を提供します。	こども健康課
24	家庭等における子育て支援の充実	24-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭等における子育て支援の充実</li> </ul> 地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや親子サロン、保育所等で子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報提供を行います。	保育運営課
25	多様な保育サービスの充実	25-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な保育サービスの充実</li> </ul> 保育ニーズに対応するため、保育所等の定員拡充等を行うとともに、必要とする人が必要な時にサービスを受けられるよう情報を提供します。	こども施設課
26	放課後の子どもの居場所の充実	26-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全児童を対象とした居場所の充実</li> </ul> 放課後子ども教室、わいわいスクール、青少年の家の運営等を行うことにより居場所の確保に努めます。なお、放課後子ども教室は学習や多様な体験・活動を行います。	こども育成総務課 教育・保育支援課
		26-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●留守家庭児童を対象とした居場所の充実</li> </ul> 放課後児童クラブに対する助成や指導員の研修を行うことにより、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に努めます。	教育・保育支援課



### 主要施策（12）介護の相談支援の充実

施策		事業		担当課
27	介護に関する相談窓口の充実	27-1	<p>●<b>介護に関する相談窓口の充実</b></p> <p>市役所や地域包括支援センターにおける相談など、介護する人への相談支援を行います。</p>	高齢福祉課
28	介護者に対する心の支援	28-1	<p>●<b>「認知症高齢者介護者の集い」の開催</b></p> <p>認知症高齢者等を介護する家族を対象に、介護者同士の情報交換や支え合いへの支援を行います。</p>	高齢福祉課
		28-2	<p>●<b>「高齢者・介護者のためのこころの相談」の実施</b></p> <p>高齢者や介護に携わっている家族を対象に、臨床心理士が相談に応じます。</p>	高齢福祉課
		28-3	<p>●<b>「若年性認知症支援者講座」の開催</b></p> <p>本人、家族を支援できる人を養成するため支援者講座を開催します。また、講座修了者が「若年性認知症のつどい」に参加することを促し支援していきます。</p>	高齢福祉課

### 主要施策（13）ひとり親家庭への支援の充実

施策		事業		担当課
29	ひとり親家庭への自立支援の推進	29-1	<p>●<b>ひとり親家庭の親を対象とした就労相談</b></p> <p>母子・父子自立支援員や就労相談員が、ひとり親家庭の親の就労に関する相談に応じます。</p>	こども青少年給付課
		29-2	<p>●<b>ひとり親家庭の親を対象とした就労支援</b></p> <p>就労支援として、自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金等の支給や就労支援セミナーを実施します。</p>	こども青少年給付課
30	ひとり親家庭の仲間づくりの推進	30-1	<p>●<b>ひとり親家庭の仲間づくりの推進</b> ㊦</p> <p>ひとり親家庭の孤立化を防ぐため、交流会を開催するなど地域のつながりや仲間づくりを推進します。</p>	こども青少年給付課

### 主要施策（14）地域防災における男女共同参画の促進

施策		事業		担当課
31	自主防災組織への女性の参画促進	31-1	<p>●<b>自主防災組織への女性の参画促進</b></p> <p>災害時の避難所運営等において、多様なニーズに配慮した運営となるよう避難所運営委員会における女性委員の積極的登用や啓発を行います。</p>	地域安全課

## 主要施策（15）学校教育における男女共同参画の推進

施策		事業		担当課
32	男女共同参画に関する学習機会の提供	32-1	<b>●中学生を対象とした啓発冊子の配布</b> 中学生を対象に、男女共同参画やデートDV*、インターネットの危険性、性的マイノリティ*に関する啓発冊子を配布し、授業での活用を促進します。	人権・男女共同参画課
		32-2	<b>●広報紙（NEW WAVE）による意識啓発</b> 保育園、幼稚園、小・中学校等に対し、広報紙（NEW WAVE）を活用した継続的な情報提供や意識啓発を行います。	人権・男女共同参画課
33	教職員に対する意識啓発	33-1	<b>●教職員に対する意識啓発</b> 男女共同参画を含めた人権を尊重する意識を児童生徒が学べるよう、教職員に対し研修を行います。	教育指導課

### ●コラム9 男女共同参画の視点に立った防災・復興

東日本大震災においては、避難所によっては衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られたりしたところも見られました。

このような過去の災害対応における経験をもとに、内閣府では平成25年5月に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成しました。

この取組指針では、

- 1 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- 2 「主体的な担い手」として女性を位置付ける
- 3 災害から受ける影響の男女の違い等に配慮する
- 4 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- 5 民間と行政の協働により男女共同参画を推進する
- 6 男女共同参画センターや男女共同参画担当部局の役割を位置付ける
- 7 災害時要援護者への対応との連携に留意する

以上7つの基本的な考え方を提示し、災害に強い社会の構築には男女共同参画社会\*の視点が不可欠であることが強調されています。

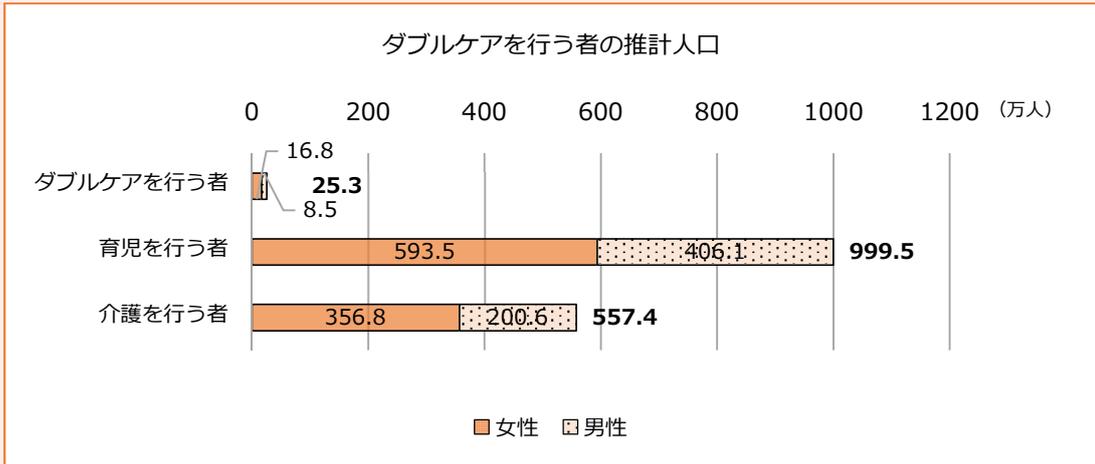
資料：内閣府「共同参画（平成25年6月号）」をもとに作成

本市では、「横須賀市地域防災計画」において、災害時の男女のニーズの違い等に配慮した避難所等の運営や、住民への防災知識の普及啓発・訓練の実施に取り組むことで男女共同参画を推進しています。

## ●コラム 10 ダブルケア

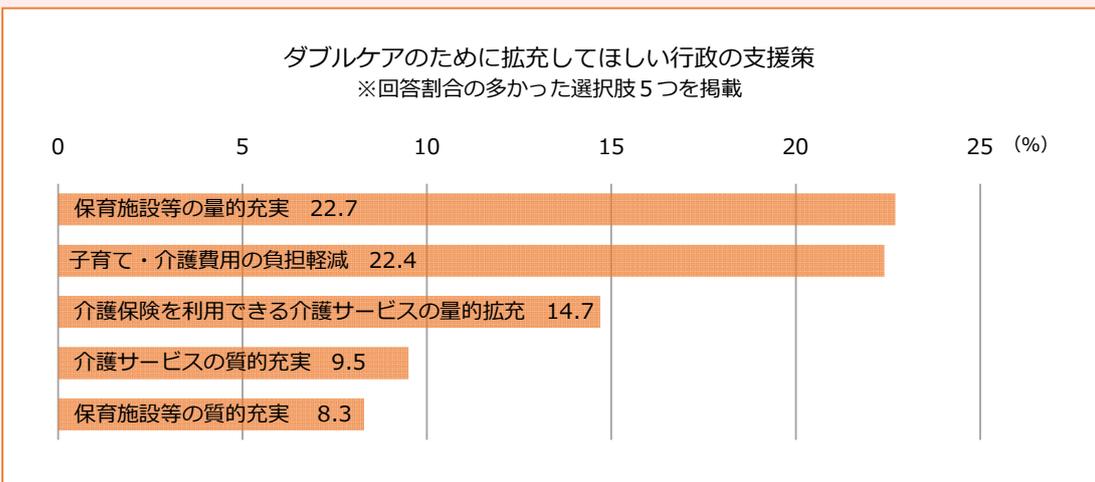
晩婚化・晩産化等を背景に、子育てをしている人が親の介護も同時に担う「ダブルケア」の増加が今後の課題として指摘されています。

平成24年に総務省が実施した「就業構造基本調査」では、ダブルケアを行う者の推計人口は25万3千人であり、男女別にみると、女性が16万8千人、男性が8万5千人となっておりダブルケアを行う女性は男性の約2倍となっています。



内閣府が平成28年にダブルケアを行う者1,004人を対象に実施した「育児と介護のダブルケアに関するアンケート（インターネットモニター調査）」では、ダブルケアのために行政に拡充してほしい支援策について質問しました。

「保育施設等の量的充実」「子育て・介護費用の負担軽減」「介護保険を利用できる介護サービスの量的拡充」の回答割合が多い結果となりました。



ダブルケアの増加が見込まれる中、仕事や子育て、介護などを両立し、その責任を担うためには多様で柔軟な働き方ができる環境の整備や社会全体で子育てや介護を支える社会基盤やその周知が必要です。

資料：内閣府「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査報告書」をもとに作成

## 重点目標Ⅲ 暴力のない社会づくり

### 施策方針

#### 7 DV等を根絶する環境づくり

### 施策方針7 DV等を根絶する環境づくり

DV等による人権侵害についての理解を深め、あらゆる場面で暴力は許さないという意識の醸成を図ります。相談窓口の一層の周知に努め、被害者の立場に立った相談・安全確保・自立支援に取り組んでいきます。

#### 主要施策（16）DV等根絶のための予防啓発

施策		事業		担当課
34	DV防止に関する意識啓発	34-1	<b>●DV防止に関する意識啓発</b> 広報紙を活用した継続的な情報提供やDV防止啓発リーフレット等の配布により、暴力は人権侵害であるという意識を啓発します。	人権・男女共同参画課 こども青少年支援課
		34-2	<b>●デートDV防止に関する意識啓発</b> 学校を対象にしたデートDV講演会の開催や啓発パンフレット等の配布により、若年層を含めた市民に広く暴力を容認しない意識の醸成を図ります。	人権・男女共同参画課 こども青少年支援課
35	DV相談窓口の周知	35-1	<b>●DV相談窓口の周知</b> 被害者が早期に適切な相談や支援が受けられるよう、DV相談窓口案内カードやリーフレット、広報紙などにより相談窓口の周知を図ります。	人権・男女共同参画課 こども青少年支援課
36	セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	36-1	<b>●性別による人権侵害の申出制度</b> 男女平等専門委員が「性別による人権侵害の申出制度」に基づき相談を受け、解決に向けた支援を行います。	人権・男女共同参画課
		36-2	<b>●働く人の相談窓口 ㊦</b> 産業振興財団における「働く人の相談窓口」で相談を受け、解決に向けた支援を行います。	経済企画課
		36-3	<b>●市職員・教職員を対象とした意識啓発 ㊧</b> 会社・学校・地域など、さまざまな状況で起こり得るハラスメントについて正しく理解し、被害者にも加害者にもならないよう啓発します。	人事課 人権・男女共同参画課 教職員課

## 主要施策（17）DV等被害者への支援

施策		事業		担当課
37	相談体制の充実	37-1	<b>●安全・安心な相談窓口の確保</b> 被害者が安心して相談できるよう、安全と秘密の保持に配慮した相談環境の確保に努めます。	こども青少年支援課
		37-2	<b>●相談員の研修等の充実</b> 研修会や会議に参加することで、相談員の知識や技術力の向上を図り、相談事業の質を高めます。	こども青少年支援課
38	被害者の安全確保と自立に向けた支援	38-1	<b>●被害者の安全確保と自立に向けた支援</b> 被害者の精神的負担を軽減し、具体的な解決につなげるための自立に向けた支援を行います。	こども青少年支援課
39	関係機関との連携強化	39-1	<b>●関係機関との連携強化</b> DV等と関わりのある庁内関係課との連携や、県等のネットワークを通じて情報交換や事例検討をすることにより支援の充実を図ります。	こども青少年支援課

### ●コラム 11 DV（ドメスティック・バイオレンス）①

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは配偶者や恋人、婚約者、同棲相手など親密な関係にある者が、体力、経済力、社会的信用等のパワー（力）を背景にパートナーに対して様々な暴力をふるうことをいいます。特に、交際中の恋人間で起こるDVを「デートDV」といいます。

DVの加害者は、被害者をコントロールするために暴力をふるいます。このため、激しい暴力のあとに優しくなるといった態度を繰り返しながら、次第に暴力はエスカレートしていきます。家の外では何事もなかったかのようにふるまう加害者も少なくありません。

DV防止法では、女性に対する暴力だけでなく男性に対する暴力も対象としています。配偶者等からの暴力の被害者の多くが女性であることから、人権の擁護と男女平等の実現の観点から、何よりもまず女性に対する暴力を根絶する必要があります。

「男性が殴るのは、女性にそれなりの原因があるからだ」という考え方がありますが、暴力はあくまでも加害者に責任があり、人権を著しく侵害するものです。親しい間柄であっても絶対に許されるものではありません。児童虐待防止法では、子どもが両親の間の暴力を目撃することも子どもへの虐待になるとされています。

資料：かながわ男女共同参画センター「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」をもとに作成

## ●コラム 12 DV（ドメスティック・バイオレンス）②

配偶者や同棲相手、恋人等の暴力を外部に相談することは勇気のいることであり、特に、家庭内の争いごとは「身内の恥」という意識が働き、外に向かって助けを求めることは恥ずかしいと感じる人がいるかもしれません。

しかし、自分や子どもたちの安全や将来のために援助を求めることは、あなたの大切な権利です。

**「悪いのはわたし…」と一人で背負いこまずに、まずは相談機関や警察に相談してください。**

【DVの種類】暴力にはさまざまな種類があります。

- |             |  |
|-------------|--|
| ● 身体的暴力     | 殴る、蹴る、首を絞める、髪を持って引きずり回す など                       |
| ● 心理（精神）的暴力 | 暴言を吐く、大声を出す、無視する、浮気や不貞を疑う など                     |
| ● 経済的暴力     | 生活費を渡さない、経済的に自立することを妨げる など                       |
| ● 性的暴力      | 性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する など                     |
| ● 社会的隔離     | 外出や親族・友人との付き合いを制限する、交友関係を厳しく監視する など              |
| ● その他       | 「暴力をふるわれる方が悪い」と責任転嫁する、「この家の主は俺だ」など男性の特権を振りかざす など |

資料：かながわ男女共同参画センター「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」をもとに作成

### パープルリボン

女性に対する暴力を許さない社会を目指す草の根運動として世界に広まっており、パープルは女性に対する暴力をなくす運動のシンボルカラーとなっています。



**例えば、こんな悩みがある場合に、DV相談窓口にご相談ください。⇒88ページ参照**

- ・「誰のおかげで生活できるんだ！」と大声でどなられる。
- ・夫の暴力がひどく、骨折した。
- ・現在別居しているが、離婚に応じず、電話での嫌がらせが続いている。
- ・離婚したいが、怖くて言い出せない。
- ・交際相手に、裸の写真を撮られ、ネット上に載せると脅かされた。

資料：かながわ男女共同参画センター「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」  
法務省「女性の人権ホットライン」などをもとに作成

## ●コラム 13 ハラスメント

職場におけるセクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」）については、男女雇用機会均等法<sup>\*</sup>により事業主に雇用管理上の措置義務があります。条例においても、何人も男女の差別的な取扱い及び暴力による人権侵害をしてはならない旨を規定しています。

また、セクハラは女性に対するものだけではなく、男性に対する者や同性に対するものも該当します。

最近ではパワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの防止啓発に取り組むことも求められています。ハラスメントを防止するためには、職場だけでなく、教育の場や地域でも防止に向けた意識啓発を進め、被害者にも加害者にもならないよう、正しい理解を広めていくことが必要です。

### 【ハラスメント用語解説】

#### ● セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手が望まない性的な言動により不利益を受けたり、職場や生活環境が不快なものになることです。性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、不必要に体を触る、お酌やデュエットを強要する、結婚や出産のことを尋ねるなども含まれます。また、学校で教職員が児童・生徒や関係者に対して行う性的な嫌がらせを**スクール・セクハラ**といいます。恋人はいるのか尋ねることから、立場を利用して身体を触るなどの性的虐待ともいえる内容まで幅広く含みます。

#### ● マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育児休業等に起因した職場でのいじめや嫌がらせです。休暇等の取得を理由とした解雇や減給などの不当な扱いだけでなく、言葉や態度による嫌がらせも含まれます。

#### ● パワー・ハラスメント（パワハラ）

職務上の地位や人間関係を利用したいじめや嫌がらせです。過大な残業の強要、人間関係からの切り離し、言葉や態度による暴力的な行為など、業務の適正範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり職場環境を悪化させられたりすることです。また、大学等の研究・教育の場における権力を利用した嫌がらせである**アカデミック・ハラスメント（アカハラ）**もパワハラ的一种です。

#### ● ジェンダー<sup>\*</sup>・ハラスメント

「男らしさ」「女らしさ」など固定的な性別役割分担<sup>\*</sup>意識にもとづいた差別や嫌がらせです。「男のくせに〇〇だ」「女のくせに〇〇だ」といった発言です。ジェンダー・ハラスメントは性的マイノリティ<sup>\*</sup>の方々にとっても深刻な問題です。

資料：厚生労働省「職場でつらい思いしていませんか？」をもとに作成

例えば、こんな悩みがある場合に、ハラスメント相談窓口にご相談ください。⇒90ページ参照

- ・出張中の車内で、上司から体を触られたので抵抗したら、不当な配置転換をされた。
- ・「産休・育休は認めない」と言われた。
- ・終業間際なのに、過大な仕事を毎回押し付けられる。

資料：厚生労働省「職場でつらい思いしていませんか？」をもとに作成

## ●コラム 14 性別による人権侵害の申出制度

「性別による人権侵害の申出制度」は、市が条例に基づいて実施している制度です。男女共同参画社会\*の形成に影響を及ぼすと認められる市の施策に対する不服や性別を理由とした人権侵害に関わる苦情や相談に、男女平等専門委員が公正かつ中立的な立場で対応します。

### 【申出できる事案】

- ・市の施策に対して、男女共同参画の観点から不服がある場合
- ・性別による差別的な取り扱いやセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害にあたり、具体的な被害や不利益を被り、相手方に改善等を求める場合

申出があった場合には、まずは男女平等専門委員が申出に応じ、関係者から話を伺うなどの調査をします。必要に応じて、市の施策に関しては市に助言、意見表明、勧告し、私人間に関する事案については、助言、是正等の措置の要請を行います。

また、調査結果は申出者や市の機関、関係者に報告します。詳しくは横須賀市ホームページをご覧ください。

横須賀市ホームページ

性別による人権侵害

検索



**例えば、こんな悩みがある場合に、まずは、「女性のための相談室」にご相談ください。  
お話を聞いた上で、男女平等専門委員へとつなげます。⇒88ページ参照**

- ・「女（男）だから…」と補助的な仕事しかさせてもらえず、機会も与えてくれない。
- ・同じ仕事をしているのに、男女で会社の待遇が違う。
- ・職場（地域、学校）でセクハラされた。
- ・セクハラの被害を相談したら、「仕事を続けたいなら、そのくらい我慢しなさい」と言われた。
- ・育児（介護）休業の申請をしたら、上司から「なぜ男が申請するんだ。女の役目だろう。」と言われた。



# 参 考 资 料

## ● プラン策定の経過

プランの策定にあたっては、横須賀市男女共同参画審議会で検討を行いました。  
 なお、市民サポーターには、市民意識調査のアンケートの作成に関わっていただきました。

### 平成28年

2月8日	平成27年度 第3回男女共同参画審議会	市民意識調査の検討
5月30日	平成28年度 第1回市民サポーター会議	市民意識調査の検討
6月27日	平成28年度 第1回男女共同参画審議会	市民意識調査の検討
10月28日	平成28年度 第2回男女共同参画審議会	市民意識調査の結果分析

### 平成29年

1月23日	平成28年度 第3回男女共同参画審議会	市民意識調査の結果分析
3月1日	平成28年度 第2回市民サポーター会議	市民意識調査の結果分析
3月17日	平成28年度 第4回男女共同参画審議会	・市民意識調査の結果報告 ・次期プラン策定スケジュールの提示
5月22日	平成29年度 第1回男女共同参画審議会	・第5次横須賀市男女共同参画プランの策定について、市長から審議会に諮問 ・第5次プラン（素案）の検討
8月14日	平成29年度 第2回男女共同参画審議会	第5次プラン（素案）の検討
10月30日	平成29年度 第3回男女共同参画審議会	第5次プラン（案）の検討
12月1日～ 12月21日	パブリック・コメント実施	
12月6日	平成29年第4回市議会定例会	パブリック・コメント実施の報告

### 平成30年

1月15日	平成29年度 第4回男女共同参画審議会	第5次プラン（案）の検討
2月23日	平成29年度 第5回男女共同参画審議会	答申案の検討
3月20日	平成30年第1回市議会定例会	第5次プラン（案）の報告
3月	第5次横須賀市男女共同参画プランの策定について、審議会から市長に答申	
4月	第5次横須賀市男女共同参画プランの公表	

横須賀市男女共同参画審議会委員名簿 <50音順 敬称略>

任期：平成28年6月～

所 属 等	氏 名
横須賀市PTA協議会会長	阿 部 敏 博
横須賀市民生委員児童委員協議会常任理事	井 澤 與
公募による市民委員	小 原 信 治
元立正大学教授	○金 井 淑 子
横須賀市立中学校長会 鴨居中学校校長	上 地 恵 子
横須賀商工会議所 産業・地域活性課長兼情報企画課長	工 藤 幸 久
国際ソロプチミスト横須賀会長	小佐野 頼 子
公募による市民委員	齋 藤 洋 子
東北芸術工科大学教授	◎志 村 直 愛
神奈川県立保健福祉大学教授	高 橋 恭 子
横須賀市連合町内会監事 浦賀地区連合町内会会長	中 島 昭 二
横須賀市母親クラブ連絡会会計監査	古 川 文 子
三浦半島地域連合教職員組合執行委員長	丸 茂 忍
弁護士	望 月 由佳子

◎は委員長 ○は委員長職務代理者

## ● 横須賀市男女共同参画推進条例

(平成13年12月21日条例第38号)

男女が共に喜びと責任を分かち合い、生き生きと暮らせる平和な社会を実現することはすべての人々の願いであり、職場、学校、地域その他のあらゆる場で共に活躍することができること及び子育て、介護については家族を構成する男女が互いに協力し、社会全体として担うことが、成熟した豊かな21世紀の社会を創るための最重要課題といえます。

本市では、横須賀市基本計画の中に男女共同参画の形成を位置づけ、性別格差の解消や対等な参画機会の確保に向け多くの取組みを続けてきました。

しかし、いまなお性別によって役割を分ける慣行や、それを助長する制度の存在は、実質的な男女の平等を大きく妨げております。横須賀市を構成する、市、市民及び事業者は、これを早急に改善すべき問題として認識し、協働して、あらゆる手立てを講じていく必要があります。

一方、地方分権が進む中、市は必要なことは自らの条例で定め、市民と共に真の住民自治を実現していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、本市では、だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、あらゆる分野における活動に男女が協力し、互いに個性と能力を発揮し、その利益を享受できる社会を実現するために、この条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念、責務、市が実施する施策の基本的な事項等を定め、市、市民及び事業者が協働し、男女共同参画の着実な推進を図り、もって、だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、家庭生活及び地域生活並びに職業生活において、主体的に行動できる社会を形成することに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、家庭生活及び地域生活並びに職業生活において対等に参画し、並びに個性及び能力を発揮し、それらの利益を享受し、かつ、共に責任を負うことをいう。
- (2) 事業者 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他団体をいう。
- (3) 協働 市、市民及び事業者が、共通の目標を達成するために、継続的で対等な協力関係を形成し、それぞれが単独で行うよりもよい効果をあげるように、能力、情報等を提供し合うことをいう。
- (4) 暴力 ドメスティック・バイオレンス（夫婦、

恋人等の親密な関係並びに離婚をし、又は婚姻が取り消された後の関係及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入った後の関係において行われる身体的、精神的、経済的等の強制）、セクシュアル・ハラスメント（相手が望まない性的な言動により、不利益を与え、又は生活環境を害すること）、強かん、ストーカー行為、放置、無視等の心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者は、次の各号に掲げる事項を実現するために、協働して男女共同参画を推進するものとする。

- (1) 何人も、性別にかかわらず個人として尊重され、いかなる場合においても暴力及び不利益な扱いを受けることなく、自由に生き方が選択できること。
- (2) 何人も、性別にかかわらず社会の構成員として、市の施策及び社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (3) 何人も、性別による固定的な役割分担を助長するような制度及び慣行をなくすように努力すること。
- (4) 家族を構成する男女が互いに協力し、社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活における責任及び役割を対等に果たすことができること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を市の主要な施策として、総合的に実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画を推進するための情報を積極的に提供しなければならない。この場合において、個人に関する情報の取扱いに関しては、横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）に基づき、必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民及び事業者と協働するとともに、国及び他の地方公共団体と連携するよう努めなければならない。
- 4 市は、自らが率先し、男女共同参画の実態把握と検証に努め、男女共同参画を推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら男女共同参画について学び、生活の中で意識及び行動を見直すよう努めなければならない。

- 2 市民は、男女共同参画の推進に関する施策に係る市の意思決定過程に参画し、その推進の担い手として、市及び事業者と協働するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、就労者に男女の差別的な取扱いをすることなく能力を発揮するための機会を確保し、事実上の不利益な取扱いをせず、その成果に対し適正な処遇を与えるよう努めなければならない。

2 事業者は、就労者が個々の能力を十分発揮できるよう、子育て、介護等の家庭生活及び地域生活並びに仕事を両立できる環境整備に努めなければならない。

3 事業者は、男女共同参画推進の取組状況について、市の求めに応じ、報告するものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、いかなる場合においても、男女の差別的な取扱い及び暴力による人権侵害を行ってはならない。

(基本的施策)

第8条 市は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる基本的施策を行うものとする。

(1) 男女が相互に協力し、子育て、介護等の家庭生活及び地域生活並びに職業生活の両立ができるよう必要な支援に努めること。

(2) 暴力による被害者を救済し、その自立を支援するため、相談を受け、情報提供を行い、関係機関との連携に努めるとともに、暴力を防止するため福祉関係者、医療関係者等の体制づくりに寄与すること。

(3) 学校教育、社会教育等のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の推進が図られるよう努めること。

(4) 横須賀市市民協働推進条例（平成13年横須賀市条例第3号）に基づき、男女共同参画を推進する活動を行う市民公益活動団体を支援し、及び育成すること。

(5) 市民及び事業者に対し、男女共同参画の推進を阻害する、性別による固定的な役割分担を助長し、及び暴力を容認する表現を用いないよう理解及び協力を求めていくこと。

(6) 社会のあらゆる分野に参画する機会及び能力の発揮を促す学習機会の提供等を通じ、男女間の格差をなくすよう努めること。

(7) 市は、自ら率先して男女共同参画を推進し、及びその取組経過を公表することで、事業者のモデルとなるよう努めること。

(基本計画の策定)

第9条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、第23条第1項に規定する横須賀市男

女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、策定し、又は変更した基本計画の進捗よく状況を管理するとともに、進捗よく状況の内容を分析し、それらの結果を毎年1回以上公表するものとする。

(男女平等専門委員)

第10条 男女共同参画の推進に当たり公正かつ中立的な立場で迅速な問題解決に資するため、本市に、男女平等専門委員（以下「委員」という。）を置き、定数を3人とする。

2 次に掲げる者は、委員に対し、書面により苦情、相談等を申し出ることができる。

(1) 市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について不服がある者

(2) 市内で男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害された者又は侵害されるおそれのある者

3 委員の任期は、2年とする。

4 市長は、優れた識見を有する者のうちから委員を選任する。

(委員の職務等)

第11条 委員は、関係者の同意を得て、前条第2項の苦情、相談等に基づき、必要に応じその内容を調査し、是正等の措置を講ずるよう関係者に要請し、又は関係機関へ引き継ぐことができる。

2 市長は、必要と認めるときは、委員の職務の遂行を補助する者を置くことができる。

3 市、市民及び事業者は、委員の職務遂行について積極的に協力するよう努めなければならない。

(委員の報告等)

第12条 委員は、第10条第2項の申出の処理状況等に関し報告書を作成し、市長に提出するものとする。

2 市長は、毎年1回以上前項の報告に関する概要を公表するものとする。

(委員の責務)

第13条 委員は、職務上知り得た個人に関する情報の取扱いに関しては、横須賀市個人情報保護条例に基づき、必要な措置を講じなければならない。

2 委員は、公平かつ誠実に職務を遂行し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(男女共同参画推進拠点の設置)

第14条 市は、男女共同参画に関する施策の推進並びに市、市民及び事業者の協働の拠点となる施設（以下「推進施設」という。）を設置する。

(推進施設の位置及び名称)

第 15 条 推進施設の位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 横須賀市本町 2 丁目 1 番地  
名称 デュオよこすか

(館長等)

第 16 条 推進施設に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) その他必要な職員

(休館日)

第 17 条 推進施設の休館日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までとする。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館日を変更し、又は設けることができる。この場合において、その都度推進施設前にその旨を掲示するものとする。

(使用時間)

第 18 条 推進施設の使用時間は、午前 9 時から午後 8 時までとする。ただし、日曜日の使用時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を変更することができる。

(使用許可)

第 19 条 推進施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、その使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 推進施設の建物又は附属設備をき損するおそれがあると認められるとき。
  - (3) 管理上支障があると認められるとき。
  - (4) その他市長が適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の使用許可について条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第 20 条 市長は、推進施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命じなければならない。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 前条第 1 項ただし書に規定する理由が発生したとき。

(原状回復の義務)

第 21 条 使用者は、推進施設の使用を終了したとき

は、直ちに原状に復さなければならない。ただし、市長において原状に復さないことを承認したときは、この限りでない。

(行為の禁止)

第 22 条 推進施設においては、特別の設備、装飾、物品の販売、寄付金の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(男女共同参画審議会)

第 23 条 次に掲げる事項を担任するため、本市に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として、横須賀市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- (1) 男女共同参画の推進及び進ちょくに関することについて、市長等の執行機関の諮問に応じ、審議し、及び答申すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査及び審議を行い、市長等の執行機関に意見を述べること。
- 2 審議会は、公募市民、事業者及び学識経験者を含む 15 人以内をもって組織する。ただし、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(その他の事項)

第 24 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(見直し規定)

- 2 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第 1 条に規定する目的の達成状況を評価した上で、この条例施行の日以後 5 年以内に見直しを行うものとする。

(委員の任期に関する特例)

- 3 平成 28 年 5 月 31 日において審議会の委員である者の任期は、第 23 条第 3 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

以下略

## ● 横須賀市男女共同参画推進条例施行規則

(平成 14 年 4 月 1 日規則第 11 号)

(男女平等専門委員)

第 1 条 横須賀市男女共同参画推進条例(平成 13 年横須賀市条例第 38 号。以下「条例」という。)第 10 条に規定する男女平等専門委員(以下「委員」という。)は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

2 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(申出の方法)

第 2 条 条例第 10 条第 2 項に規定する申出(以下「申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 申出をする者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)並びに電話番号
- (2) 申出の理由
- (3) 申出の概要
- (4) 申出に係る人権の侵害があつた年月日
- (5) 他の機関への相談等の状況
- (6) 申出の年月日

(職務の執行等)

第 3 条 委員は、条例第 11 条第 1 項に規定する職務を行おうとするときは、当該関係機関と必要な連絡又は調整をすることができる。

2 委員は、それぞれが独立してその職務を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決定は、委員の合議によるものとする。

- (1) 職務の執行の方針に関すること。
- (2) 職務の執行の計画に関すること。
- (3) その他委員が合議により処理することを合議により決定した事項に関すること。

第 4 条 委員は、次の各号のいずれかに該当する事項については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 12 条第 17 条に規定する紛争の解決の援助の対象となる事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 条例又はこの規則に基づく委員の行為に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、委員が調査することが適当でないと認める事項

2 委員は、申出が当該申出に係る人権の侵害があつた日から 1 年を経過した日以降にされたときは、当該申出の内容について調査しないものとする。ただし、委員において正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 委員は、申出の内容について調査しない場合は、速やかに理由を明らかにした書面により当該申出をした者に通知しなければならない。

(調査に係る通知等)

第 5 条 委員は、条例第 11 条第 1 項の規定により、調査を行う際に関係者の同意を得るときは、書面により行うものとする。

2 委員は、前項の調査が終了したときは、その結果を当該申出をした者及び関係者に対し、書面により通知するものとする。

(是正等の要請等)

第 6 条 条例第 11 条第 1 項の是正等の措置の要請は、書面により行うものとする。

2 委員は、前項の要請を行ったときは、当該機関に対し、相当の期限を設けて当該措置を講じた旨の報告を求めることができるものとする。

(身分証明書)

第 7 条 委員及び条例第 11 条第 2 項に規定する委員を補助する者は、職務を行う場合には、身分証明書(別記様式)を携帯し、関係者からの請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(使用申込み)

第 8 条 条例第 19 条第 1 項の規定により、デュオよこすかの使用許可を受けようとする者は、使用簿に必要な事項を記載して市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定による使用申込みは、使用日の 2 月前から当日までに行うものとし、使用許可は申込みの順序により行う。

(使用者の遵守事項)

第 9 条 デュオよこすかの使用許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) デュオよこすか内において喫煙し、飲酒し、又は火気を使用しないこと。
- (3) その他管理上支障となる行為をしないこと。

附 則 抄

この規則は、公布の日から施行する。

以下略

## ● 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務

を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参

画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に

関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

以下略

## ● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年法律第 64 号)

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを更

更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍

の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、

同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動

計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### 一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
  - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
  - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十条第二項の規定に違反した者
  - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
  - 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
  - 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にか

わらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。  
別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。  
二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。  
附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年 三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
------------------	--

以下略

## ● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年法律第 31 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら

防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は

生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠として住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠として住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその

同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）  
就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴

力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに

掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことそ

他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項におい

て「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについ

ては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

以下略

## ● 女子に対するあらゆる形態の差別の 撤廃に関する条約

(昭和 54 年 12 月 18 日 国連総会採択)

(昭和 60 年 6 月 25 日 日本批准)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなる問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並び

に国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

### 第 1 部

#### 第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

#### 第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確認すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確認すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした

継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

#### 第 11 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第 12 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第 14 条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

#### 第4部

##### 第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

##### 第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所

への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

#### 第5部

##### 第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の

承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第 18 条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内

(b) その後は少なくとも 4 年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第 19 条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

#### 第 20 条

1 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第 21 条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

### 第 6 部

#### 第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第 25 条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

#### 第 26 条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第 27 条

1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

#### 第 28 条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

### 第 29 条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。

3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

### 第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## ● 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

（平成 19 年 12 月 18 日策定）

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つ健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕  
（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を

担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組む、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなけれ

ばならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」\*の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

#### (明日への投資)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

#### [仕事と生活の調和が実現した社会の姿]

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

##### 1 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

##### 2 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

##### 3 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

#### [関係者が果たすべき役割]

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わり方の促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

##### (企業と働く者)

(1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

##### (国民)

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

##### (国)

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

##### (地方公共団体)

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

## ● 男女共同参画に関する国内外の動き

年	国連の動き	国	横須賀市
1975 (昭和 50)	国際婦人年 国際婦人年世界会議 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1977 (昭和 52)	国連婦人の十年（～1985年）	「国内行動計画」策定	
1979 (昭和 54)	「女子差別撤廃条約*」採択		
1980 (昭和 55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
1981 (昭和 56)		「国内行動計画後期重点目標」策定	
1984 (昭和 59)		「国籍法」の改正	
1985 (昭和 60)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法*」公布 「女子差別撤廃条約*」批准	
1986 (昭和 61)			市民部青少年課内に「婦人行政担当」設置
1987 (昭和 62)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
1990 (平成 2)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		「市民部女性行政課」設置
1991 (平成 3)		「育児休業法」公布	
1993 (平成 5)	「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」公布	
1994 (平成 6)		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置	女性行政総合プラン 「デュオプランよこすか」策定 (計画期間：平成 6～12 年度)
1995 (平成 7)	第 4 回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化)	「デュオよこすか」開設
1996 (平成 8)		男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画 2000 年プラン」策定	
1997 (平成 9)		男女共同参画審議会設置(法律) 「介護保険法」公布	
1999 (平成 11)		「男女共同参画社会基本法」公布	
2000 (平成 12)	国連特別総会「女性 2000 年会議」 ミレニアム開発目標（MDGs）設定	「男女共同参画基本計画」閣議決定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」公布	
2001 (平成 13)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局（内閣府）設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法*）」公布 第 1 回男女共同参画週間	男女共同参画プラン 「デュオプランよこすか Part II」策定 (計画期間：平成 13～18 年度) デュオよこすか内に「女性のための相談窓口」開設

年	国連の動き	国	横須賀市
2002 (平成 14)			「横須賀市男女共同参画推進条例」施行 「横須賀市男女共同参画審議会」設置 「性別による人権侵害の申出制度」設置
2003 (平成 15)		「少子化社会対策基本法」公布 「次世代育成支援対策推進法 <sup>*</sup> 」公布	
2004 (平成 16)		「DV防止法 <sup>*</sup> 」改正	
2005 (平成 17)	国連「北京+10」閣僚級会合	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006 (平成 18)		「男女雇用機会均等法 <sup>*</sup> 」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	「市民部人権・男女共同参画課」設置
2007 (平成 19)		「DV防止法 <sup>*</sup> 」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章 <sup>*</sup> 」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	男女共同参画プラン 「デュオプランよこすか PartⅢ」策定 (計画期間：平成 19～24 年度)
2008 (平成 20)		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	
2009 (平成 21)		男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法 <sup>*</sup> 」改正	
2010 (平成 22)	国連「北京+15」記念会合	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章 <sup>*</sup> 」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	「メンタリング <sup>*</sup> 制度」開始
2011 (平成 23)	UN Women 正式発足	「次世代育成支援対策推進法 <sup>*</sup> 」改正	
2012 (平成 24)		「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	
2013 (平成 25)		「DV防止法 <sup>*</sup> 」改正 「ストーカー規制法」改正 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる	「第4次男女共同参画プラン」策定 (計画期間：平成 25～29 年度)
2014 (平成 26)		「パートタイム労働法」改正 「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置	
2015 (平成 27)	国連「北京+20」記念会合 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法 <sup>*</sup> )」公布 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2016 (平成 28)		「女性活躍推進法 <sup>*</sup> 」完全施行 「育児・介護休業法 <sup>*</sup> 」及び「男女雇用機会均等法 <sup>*</sup> 」改正	「女性活躍推進シンポジウム」開催
2017 (平成 29)		「育児・介護休業法 <sup>*</sup> 」改正	
2018 (平成 30)			「第5次男女共同参画プラン」策定 (計画期間：2018～2021 年度)

## ● 用語解説

### 育児・介護休業法

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律。仕事と家庭の両立を図るため、平成3年に成立し、その後介護休業が加えられた。育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立をより推進するため、両立を支援する各種制度の充実が進められている。

### イクボス

職場で共に働く部下やスタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。男女を問わない。

### イクメン

積極的に家事や子育てを行う男性のこと。育児休暇や育児休業を利用している男性のみでなく、子育てをする男性すべてを表す意味でも使われている。

### M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、アルファベットのMのような形に描かれる曲線のこと。20歳代でピークに達し、出産・子育て期にあたる30歳代に低下、子育てが落ち着いた40歳代で再び上昇し、高齢になるにつれてなだらかに下降する傾向がある。

### 固定的な性別役割分担

個人の能力等によってではなく、性別を理由に役割を固定的に分けること。

※33 ページ「コラム7」参照

### 男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。

### ジェンダー (gender)

社会的・文化的に形成された性別のこと。生まれつきの生物学的性別 (セックス/sex) ではなく、社会通念や慣習の中で作り上げられた男性像・女性像のこと。

### ジェンダー・ギャップ指数

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が、世界各国の社会進出における男女格差を示す指標を算定したもの。

※24 ページ「コラム2」参照

### 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章

ワーク・ライフ・バランスの必要性、目指すべき社会の姿を示し、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により平成19年に策定した憲章。

### 次世代育成支援対策推進法

次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにした法律。

### 女子差別撤廃条約

女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約。昭和54年12月、第34回国連総会において日本を含む130カ国の賛成によって採択され、昭和56年9月に発効。日本は昭和60年6月に批准した。

### 女性活躍推進法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律。平成27年8月28日に国会で成立し、平成28年4月1日に全面施行された。2026年度までの時限立法。

※27 ページ「コラム4」参照

### 性自認

性別に関する自己認識。

### 性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。

## 性的マイノリティ

同性が好きな人や自分の性別に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人のこと。

※36 ページ「コラム 8」参照

## 性同一性障害

自らの性別に違和感があること。

## セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手が望まない性的な言動により不利益を受けたり、職場環境や生活環境が不快なものになること。

※44 ページ「コラム 13」参照

## ダイバーシティ

「多様性」を指す英語。性別や国籍、年齢などを問わず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

## ダブルケア

子育てをしている人が親の介護も同時に担うこと。

※40 ページ「コラム 10」参照

## 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

## 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年に、公布・施行された。

## DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人、婚約者、同棲相手など親密な関係にある者が、体力、経済力、社会的信用等のパワー（力）を背景にパートナーに対して様々な暴力をふるうこと。

※42 ページ「コラム 11」参照

## DV防止法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律。配偶者からの暴力は他人からの暴力と同様の加害行為であり、重大な人権侵害であることが明文化された。

## デートDV

交際中の恋人間で起こるDVのこと。

## テレワーク

情報通信機器を利用して、自宅など会社以外の離れた場所で事業所から任された仕事を行う勤務形態。

## パワー・ハラスメント（パワハラ）

職務上の地位や人間関係を利用したいじめや嫌がらせ。

※44 ページ「コラム 13」参照

## ポジティブ・アクション

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる措置のこと。

※24 ページ「コラム 1」参照

## マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

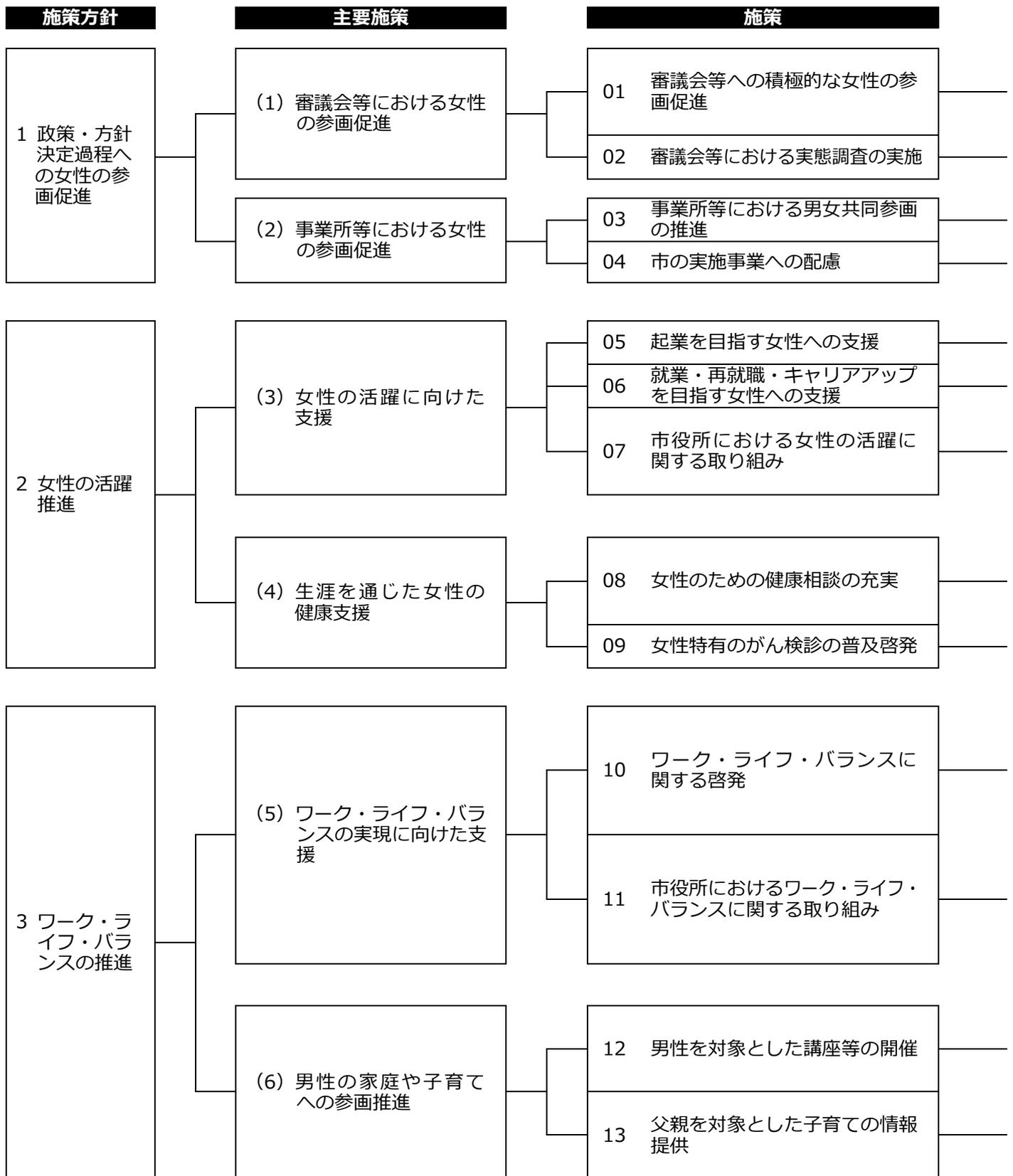
妊娠・出産・育児休業等に起因した職場でのいじめや嫌がらせ。

※44 ページ「コラム 13」参照

## メンタリング

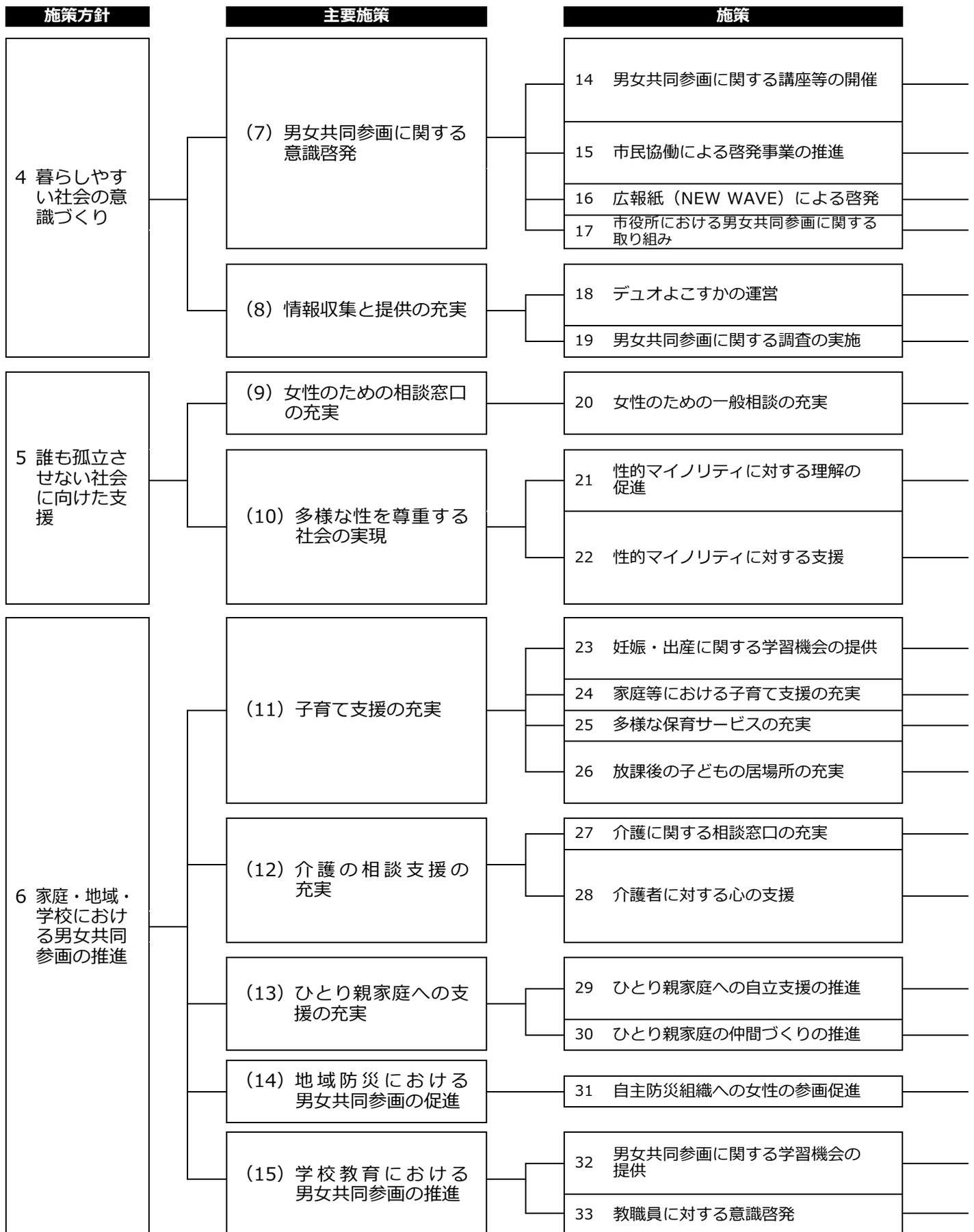
相談者（メンティ）が所属を越えた指導員（メンター）と、面接相談を重ねることで、自ら解決する力を引き出すこと。

● 事業索引



重点目標Ⅰ 誰もが活躍できる環境づくり

事業		担当課	新	Ⓜ	ページ
01-1	審議会等への積極的な女性の参画促進	行政管理課 人権・男女共同参画課			23
01-2	地方防災会議における女性委員の参画促進	危機管理課			23
02-1	審議会等における実態調査の実施	行政管理課	○		23
03-1	事業所等における男女共同参画の推進	契約課 人権・男女共同参画課	○		23
04-1	市の実施事業への配慮	人権・男女共同参画課		○	23
05-1	起業を目指す女性への支援	人権・男女共同参画課 企業誘致・工業振興課			26
06-1	就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援	人権・男女共同参画課 経済企画課			26
07-1	女性が市役所試験に受験するための取り組みの実施	人事課	○	○	26
07-2	メンタリング制度の実施	人権・男女共同参画課		○	26
08-1	女性医師による女性のための健康相談	保健所健康づくり課			26
08-2	婦人科医師による妊娠・不妊・不育症相談	こども健康課	○		26
09-1	女性特有のがん検診の普及啓発	保健所健康づくり課 こども健康課			26
10-1	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	人権・男女共同参画課			28
10-2	ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例の紹介	人権・男女共同参画課			28
10-3	事業所内保育施設設置に関する情報提供	こども施設課	○		28
11-1	時間外勤務時間縮減、育児・介護休業等の取得への取り組み	人事課		○	28
11-2	テレワークの導入に向けた検討・試行	情報政策課	○	○	28
11-3	男女共同参画職場リーダーへの意識啓発	人権・男女共同参画課		○	28
12-1	男性の高齢者を対象とした講座等の開催	高齢福祉課			29
12-2	コミュニティセンターにおける講座の開催	地域コミュニティ支援課 各行政センター	○		29
13-1	「お父さんのための子育てガイド」による情報提供	こども育成総務課 こども健康課			29
13-2	「お父さんのための子育て応援講座」の開催	保育運営課			29



## 重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進

事業		担当課	新	Ⓜ	ページ
14-1	男女共同参画に関する講座等の開催	地域コミュニティ支援課 各行政センター 人権・男女共同参画課	○		31
14-2	市民大学等の開催	生涯学習課			31
15-1	市民協働による啓発事業の推進	人権・男女共同参画課			31
15-2	男女共同参画市民サポーター会議の開催	人権・男女共同参画課			31
16-1	広報紙（NEW WAVE）の発行	人権・男女共同参画課			32
17-1	市職員に対する研修等の実施	人事課 人権・男女共同参画課		○	32
18-1	デュオよこすかの運営	人権・男女共同参画課			32
18-2	デュオよこすか登録団体等との協働による講座の開催	人権・男女共同参画課			32
19-1	男女共同参画に関する調査の実施	人権・男女共同参画課			32
20-1	デュオよこすか「女性のための相談室」	人権・男女共同参画課			35
20-2	相談体制の充実	人権・男女共同参画課			35
21-1	相談員・教職員等を対象とした研修会の実施	人権・男女共同参画課	○		35
21-2	パネル展示やリーフレットの配布による啓発	人権・男女共同参画課	○		35
22-1	相談事業の実施	人権・男女共同参画課	○		35
22-2	当事者同士の交流会への支援	保健所健康づくり課	○		35
22-3	関係機関との連携強化	人権・男女共同参画課	○		35
23-1	「プレママ・プレパパのための歯科教室」の開催	保健所健康づくり課			37
23-2	「プレママ・プレパパ教室」の開催	こども健康課			37
24-1	家庭等における子育て支援の充実	保育運営課			37
25-1	多様な保育サービスの充実	こども施設課			37
26-1	全児童を対象とした居場所の充実	こども育成総務課 教育・保育支援課			37
26-2	留守家庭児童を対象とした居場所の充実	教育・保育支援課			37
27-1	介護に関する相談窓口の充実	高齢福祉課			38
28-1	「認知症高齢者介護者の集い」の開催	高齢福祉課			38
28-2	「高齢者・介護者のためのこころの相談」の実施	高齢福祉課			38
28-3	「若年性認知症支援者講座」の開催	高齢福祉課			38
29-1	ひとり親家庭の親を対象とした就労相談	こども青少年給付課			38
29-2	ひとり親家庭の親を対象とした就労支援	こども青少年給付課			38
30-1	ひとり親家庭の仲間づくりの推進	こども青少年給付課	○		38
31-1	自主防災組織への女性の参画促進	地域安全課			38
32-1	中学生を対象とした啓発冊子の配布	人権・男女共同参画課			39
32-2	広報紙（NEW WAVE）による意識啓発	人権・男女共同参画課			39
33-1	教職員に対する意識啓発	教育指導課			39



事業		担当課	新	⊖	ページ
34-1	DV防止に関する意識啓発	人権・男女共同参画課 こども青少年支援課			41
34-2	デートDV防止に関する意識啓発	人権・男女共同参画課 こども青少年支援課			41
35-1	DV相談窓口の周知	人権・男女共同参画課 こども青少年支援課			41
36-1	性別による人権侵害の申出制度	人権・男女共同参画課			41
36-2	働く人の相談窓口	経済企画課	○		41
36-3	市職員・教職員を対象とした意識啓発	人事課 人権・男女共同参画課 教職員課		○	41
37-1	安全・安心な相談窓口の確保	こども青少年支援課			42
37-2	相談員の研修等の充実	こども青少年支援課			42
38-1	被害者の安全確保と自立に向けた支援	こども青少年支援課			42
39-1	関係機関との連携強化	こども青少年支援課			42

## ● 相談窓口一覧

※カテゴリ別に分けています。  
※平成 30 年 3 月現在の相談窓口です。

### 総合相談

相談窓口 (担当)	相談日時	電話番号
市民生活相談 (市民相談室)	月～金 8:30～17:00 ※祝日、年末年始を除く	046-822-8114

### 仕事に関する相談

#### ○創業に関する相談

相談窓口 (担当)	相談日時	電話番号
創業者相談窓口 (横須賀市産業振興財団)	月～金 9:00～17:30 ※祝日・年末年始を除く	046-828-1631

#### ○働く人のための相談

相談窓口 (担当)	相談日時	電話番号
働く人の相談窓口 (横須賀市産業振興財団)	水曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く	046-828-1631
総合労働相談 (横須賀労働基準監督署)	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始を除く	046-823-0858
働く人のメンタルヘルス相談 (かながわ労働センター)	第1～4火 13:30～16:30 ※祝日、年末年始を除く	045-633-6110 (内線 2718)
出張労働相談 (かながわ労働センター)	火曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 ※祝日、年末年始を除く	046-823-0210
社会保険労務相談 (市民相談室)	第1火 13:00～16:00 ※祝日、年末年始を除く	046-822-8114
労働条件相談ほっとライン (厚生労働省)	月～金 17:00～22:00 土・日 10:00～17:00 ※年末年始を除く	0120-811-610

### 女性のための労働相談

相談窓口 (担当)	相談日時	電話番号
女性相談員による労働相談 (かながわ労働センター)	第1・2・3・5金 8:30～12:00 13:00～17:15	045-320-0335
女性弁護士による労働相談 (かながわ労働センター)	第4金 13:00～16:00	045-662-6110

### 女性のための健康相談

相談窓口 (担当)	相談日時	電話番号
女性医師による女性のための健康相談 (保健所健康づくり課)	月1回 ※日時は広報よこすかに掲載します	046-822-4527
妊娠・不妊・不育症相談 (こども健康課)	隔月1回 ※日時は担当課に確認してください	046-824-7141

## 女性のための一般相談

### ○女性のための一般相談

相談窓口 (担当)	相談日時	電話番号
女性のための相談室 (デュオよこすか/人権・男女共同参画課)	月・水・金 9:00~16:00 ※デュオよこすか休館日・年末年始を除く	046-828-8177
女性電話相談室 (県立女性相談所)	月~金 9:00~17:00 (受付は 9:00~16:40) ※祝日・年末年始を除く	0570-550-594

### ○女性のための法律相談

相談窓口 (担当)	相談日時	電話番号
女性のための相談室 (デュオよこすか/人権・男女共同参画課)	第3火 13:30~16:30 ※デュオよこすか休館日を除く	046-828-8177

## 女性のための DV 相談

相談窓口 (担当)	相談日時	電話番号
女性のための DV 相談 (こども青少年支援課)	月~金 10:00~16:00 ※祝日・年末年始を除く	046-822-8307
女性のための DV 相談窓口 (かながわ男女共同参画センター)	月~金 9:00~21:00 土・日 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く	0466-26-5550
女性への暴力相談「週末ホットライン」 (県配偶者暴力相談支援センター)	祝日を除く土・日 17:00~21:00 祝日 9:00~21:00 ※年末年始を除く	045-451-0740
多言語による相談窓口 (県配偶者暴力相談支援センター) ※英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、 ポルトガル語、タガログ語、タイ語	月~土 10:00~17:00 ※年末年始を除く	050-1501-2803
女性の人権ホットライン (法務局)	月~金 8:30~17:15 ※祝日、年末年始を除く	0570-070-810

※緊急時 (事件発生時) は、警察 110 番へ!

## 男性のための DV 相談

相談窓口 (担当)	相談日時	電話番号
男性被害者相談窓口 (県配偶者暴力相談支援センター)	月~金 9:00~21:00 ※祝日・年末年始を除く	0570-033-103
DV に悩む男性のための相談窓口 (県配偶者暴力相談支援センター)	月・木 18:00~21:00 ※祝日・年末年始を除く	0570-783-744

※緊急時 (事件発生時) は警察 110 番へ!

## 子どもの悩み相談

相談窓口 (担当)	相談日時	電話番号
こどもの悩み相談ホットライン (支援教育課)	月・水・金 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く	046-822-6522
子どもの人権 110 番 (法務省)	月~金 8:30~17:15 ※祝日、年末年始を除く	0120-007-110

## 子育てのための相談

### ○妊娠中からの相談

相談窓口 (担当)	相談日時	電話番号
妊娠・出産や子育て相談 (中央健康福祉センター)	月～金 8:30～17:00 ※祝日・年末年始を除く	046-824-7632
(北健康福祉センター)		046-861-4118
(南健康福祉センター)		046-836-1511
(西健康福祉センター)		046-856-0719
(愛らんどよこすか)	月～金 10:00～16:00 ※祝日・年末年始を除く	046-820-1362
(愛らんど追浜)	毎日 10:00～17:30 ※役所屋休館日・年末年始を除く	046-865-5200
横須賀にんしん SOS (児童相談所)	月～金 8:30～17:00 ※祝日・年末年始を除く	046-820-2323
横須賀市子育てホットライン (こども青少年支援課)	年中無休 24 時間	046-822-8511

### ○子育て中の親のメンタル相談

相談窓口 (担当)	相談日時	電話番号
親子支援相談 (こども健康課)	月～金 8:30～17:00 ※祝日・年末年始を除く	046-822-4816

※夜間、土日、祝日・年末年始はお休みです。緊急時には、子育てホットライン (電話 046-822-8511) へ!

### ○子育て相談

相談窓口 (担当)	相談日時	電話番号
4 歳～20 歳までの子ども・青少年に関する相談 (こども青少年支援課)	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く	046-823-3152
療育相談 (療育相談センター)	月～金 8:30～17:00 ※祝日・年末年始を除く	046-822-6741
教育相談 (支援教育課)	月～金 8:30～17:00 ※祝日・年末年始を除く	046-822-8564
子どもの養護に関する相談 (児童相談所)	月～金 8:30～17:00 ※祝日・年末年始を除く	046-820-2323

※夜間、土日、祝日・年末年始はお休みです。緊急時には、子育てホットライン (電話 046-822-8511) へ!

## ひとり親のための相談

相談窓口 (担当)	相談日時	電話番号
ひとり親家庭相談 (こども青少年給付課)	月～金 9:00～16:00 ※祝日・年末年始を除く	046-822-9809
ひとり親就労相談 (こども青少年給付課)	月・水・金 9:00～16:00 ※祝日・年末年始を除く	046-822-9808

## 介護者、高齢者のための相談

相談窓口（担当）	相談日時	電話番号
臨床心理士による高齢者・介護者のための このころの相談（高齢福祉課）	月3回 ※日時は担当課に確認してください	046-822-8291
高齢者総合相談窓口 （高齢福祉課）	月～金 8:30～17:00 ※祝日・年末年始を除く	046-822-9613
高齢者の虐待相談 （高齢者虐待防止センター）	月～金 8:30～17:00 ※祝日・年末年始を除く	046-822-4370

## 性的マイノリティのための相談

相談窓口（担当）	相談日時	電話番号
SHIP ほっとライン （NPO 法人 SHIP）	木曜日 19:00～21:00	045-548-3980

## ハラスメント相談

相談窓口（担当）	相談日時	電話番号
職場におけるセクハラ・マタハラ （神奈川労働局雇用環境・均等部）	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始を除く	045-211-7380
職場におけるパワハラ （神奈川労働局総合労働相談コーナー）	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始を除く	045-211-7358
（横須賀総合労働相談コーナー）		046-823-0858
みんなの人権 110 番 （法務局）	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始を除く	0570-003-110

## こころの相談

相談窓口（担当）	相談日時	電話番号
横須賀こころの電話 （保健所健康づくり課）	月～金 17:00～24:00 土・日・祝 9:00～24:00 第2水 17:00～翌朝 6:00	046-830-5407
精神保健福祉相談 （保健所健康づくり課）	月～金 8:30～17:00 ※祝日、年末年始を除く	046-822-4336

## 人権相談

相談窓口（担当）	相談日時	電話番号
性別による人権侵害の申出 （人権・男女共同参画課）	月～金 8:30～17:00 ※祝日、年末年始を除く	046-822-8228
くらしの人権相談 （人権・男女共同参画課）	第1・3木 13:00～16:00 ※祝日、年末年始を除く	046-822-8219

## **第5次横須賀市男女共同参画プラン**

発行年月 平成30年（2018年）3月

編集・発行 横須賀市市民部人権・男女共同参画課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電話 046-822-8228

ファクシミリ 046-822-4500

E-mail [we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp)

URL <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/gender/index.html>